

平成22年第2回太良町議会（定例会第2回）会議録（第2日）						
招集年月日	平成22年6月4日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年6月8日 9時38分			議長	坂口久信
	散会	平成22年6月8日 15時23分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 嚴	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	2番	山口 嚴	3番	平古場 公子	5番	牟田 則雄
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長)		(書記)			
	寺田 恵子		針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	新宮 善一郎		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	毎原 哲也	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	井田 光寛		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年6月8日（火）議事日程

開 議（午前9時30分）

日程第1 一般質問

平成22年太良町議会6月定例会一般質問通告書

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
1	10番 山口光章	1. 児童館の今後の活用、利用について 長年親しまれた油津児童館が閉館となった。今後の活用はどうするのか。何か目的があるのかどうか。	町 長
		2. 少子化対策について 今現在、全国的にも少子化の現象である。我が町でもその状態は続いている。いかにしてその状態をくい止めるかが、今から先の大きな問題点だと思う。その対策をどのように考えていかれるか。	町 長
2	7番 見陣泰幸	1. 第5次太良町行財政改革大綱について (1) 行財政改革の基本姿勢として行政の考え方、又地域住民に対する対応などを問う。 (2) 事務事業の効率化の中で、行政事務・組織機構の見直しとはどのような考え方を持っておられるのか。 (3) 適正な定員管理及び人材の育成、職員の意識改革と人材育成についての考え方を問う。	町 長
		2. 町営住宅の管理運営と防犯体制を問う (1) 町営住宅の管理体制は、どこが管理して運営はどのようにしているのか。 (2) 町営住宅の防犯体制の整備状況について。	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
3	9番 末次利男	<p>1. 畜産行政について</p> <p>(1) 口蹄疫の拡大を止めることの出来ない状況であるとして宮崎県に非常事態宣言が発令されたが、実態はどうか。</p> <p>(2) 宮崎県から優良牛導入がなされているが、本町への影響と緊急対策について。</p> <p>(3) 和牛改良組合総会で決議されたキャトルブリーディング施設代替策はどのように具体化されているか。</p> <p>(4) 家畜の防疫対策と健康被害について。</p>	町 長
4	5番 牟田則雄	<p>1. 平成22年度施政方針について</p> <p>基本的な施策として6つの指針を掲げられているが、1番目の「賑わい・たら-活気ある産業のまち」についての具体的な施策について問う。</p>	町 長
5	8番 久保繁幸	<p>1. 子ども手当について</p> <p>6月から支給される子ども手当だが、市町村に事務、財政負担をさせ、準備不足のため、各自治体は大変混乱していると聞く。</p> <p>(1) 本町の進捗状況はどうか。</p> <p>(2) 支給はどのような方法をとるのか。</p> <p>(3) 対象人員は何名か。</p> <p>(4) 給食費、保育費の未納（滞納）への対策は取れないか。</p>	町 長
		<p>2. 病院運営について</p> <p>この4月から一部適用から全部適用になった病院の運営について問う。</p> <p>事務局が新しくなり、試行錯誤の現況だが、</p> <p>(1) 毎月の出納検査に伴う報告は、執行部のチェックは行わなくてよいのか。</p>	町 長

順番	通告者氏名	質問事項要旨	答弁者
5	8番 久保繁幸	<p>(2) 昭和47年からの未収金計上がなされており、債権がなくなったものもあるが、今後どのように指導されるのか。条例ではどのようなになっているのか。</p> <p>(3) 累積赤字が多額であるが、今後どこまで町が保障を限度として見ていくのか。</p> <p>(4) 退職引当準備金の問題はどのようなになるのか。</p> <p>(5) 修繕引当金はどのようにするのか。</p>	町長

午前9時38分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 一般質問

○議長（坂口久信君）

日程第1. 一般質問に入ります。

今回の一般質問通告者は5名であります。通告順に従い、順次質問を許可します。

1番通告者山口光章君、質問を許可します。

○10番（山口光章君）

おはようございます。議長の許可を得ましたから、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は2点であります。

まず1点目は児童館の今後の活用、利用はということと、2点目は少子化対策についてであります。

まず、1点目の質問に入ります。

長年親しまれた油津児童館アカシア園が、つい先ほど、3月の28日ですか、閉館という形になりました。非常に歴史の多い、また名残惜しい児童館だったと思いますが、これも世の中の流れであり、いたし方がないことだと共感しております。また、子供社会において、我々が一番恐れている少子化、まさにその光景だと思っております。

しかし、あまだこうだという前に、子供たちの数が減少していくのは事実であり、2点目の質問にも少し関連しますが、それこそ重大な問題だと思っております。

さて、この閉館になったアカシア園の跡地、建造物もそうですけれども、町にとって何らかのよい利用法はないものだろうかと考えますが、町当局の目指す利用法はどのようなものであるのか、お尋ねをいたします。それが1点目です。

○町長（岩島正昭君）

山口議員の質問にお答えをいたします。

1点目の油津児童館の今後の利用、活用についてであります。油津児童館が現在の場所に移転したのは昭和52年4月で、その後、増築、改修、遊具の設置等を行いながら、今日まで運営されてきましたが、入園児の減少により運営が厳しくなり、本年3月末日をもって閉園となったわけでございます。

しかし、平成21年度をもって閉園することを全く予定していなかったため、昨年9月にプールと、その周りのフェンス、監視小屋の取り壊し工事を実施し、さらに10月から3月半ばまで、児童館本体のシロアリ駆除対策を実施をしたところでございます。

工事費につきましては、プール等の撤去関係に2,803,500円、シロアリ駆除に894,337円、合計で3,697,837円を執行いたしておったところでございます。

建物自体は建築後33年が経過しており、また、使用に耐え得る状況でありますので、何らかの形で再利用できればと今考えておるところでございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

3月議会の町条例一部改正の中で、町立児童館設置及び管理条例、その内訳に、多良・油津・伊福児童館の廃止及び指定管理者制度の導入に対応するためという形で改正がされております。何かの目的があり、指定管理者制度導入の意図でもあるのかどうか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今おっしゃった指定管理者制度につきましては、まず伊福児童館と、それから油津児童館を廃止して、もう1つ、道越のほうに大浦児童館というのがございますけれども、その大浦児童館の分を指定管理者でやりたいという意図で、そういうことを提案しておるということでございます。

○10番（山口光章君）

大浦児童館のほうの指定管理者制度の導入というのはよくわかりますけれども、多良・油津・伊福児童館の指定管理者制度導入という形で改正がなさっているから、これはひとつ油津児童館も何か指定管理者制度の導入があるのかなと、そういうふうに思ったわけですね。

ども、そこら辺はどうでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

そういうことは今のところ全くありませんで、先ほど申し上げましたように、道越の大浦児童館の分の指定管理者をやりたいということでございます。

○10番（山口光章君）

太良町はどういう形でそれを利用、活用するかというようなことで聞いておりますけれども、せっかくですから、ああいう施設なもので、環境的にもいい場所ではございますし、なるべくなら、再度、保育園、児童館と言わずとも、子供たちのためになるような施設として利用を試みてはどうかと思っておりますが、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

太良町民の若いお父さん、お母さん方のアンケート等を以前見ておったところが、いわゆる遊園地をつくってもらいたいとか、子供が十分に遊ぶような場所がないんだから、そういう整備をぜひしてくださいというような要望というか、そういうのが非常に高い率を示しておるということでございまして、それになるかどうかは別として、そういういろんな要望等を考慮しながら、今後、どういう活用をしていったがよいかというのは考えていきたいというふうに思っております。

○10番（山口光章君）

場所的にも場所ですから、私が見た以上、早急に何かを考えて思いついて動く必要があると思います。あのような場所ですから、非行につながるような可能性も多いし、あそこは死角みたいな場所ですって、あそこには二、三軒の家がございましてけれども、何となく物騒な、夜でも物騒な場所ではないかなと思っておりますし、若い人たちのたまり場になるようなことがあってもいけませんから、町の対応が重大だと思っておりますので、そこら辺の考え方をお尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

例えば、遊園地等を整備するということにすると、今、議員がおっしゃったように、ある意味、明るいところから引っ込んでいるような地形でもありますので、そこら辺を十分考慮して、遊園地に限らず、そのほか夏に竹の子の里とか、いろんなことをやっておりますけれども、そういうことができないとか、いろんなことが考えられますので、そういうような地形的な状況、それから町民の皆様の御要望、そういうのを考慮して、一番これをつくってよかったというような、そういう利用を、つくってよかったというか、利用するようになってよかったというようなことを考えて、今後対応していきたいというふうに思います。

○10番（山口光章君）

わかりました。いろいろ考えてみますと、この太良町におきましても、子供たちの施設が思ったより少ないと、そのように皆さんは感じられませんか。その反面、老人の施設がふえ続けているような傾向が多いと思います。将来的にこの傾向をどう考えられますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

確かに老人関係の、うちの民生費における予算でもかなり多く予算を計上しておりますし、それに引きかえて——それに引きかえてというか、子供の児童福祉関係で占めている割合もかなり多うございまして、民生費の中でも約40%に近い予算を児童福祉関係に充てております。全体の町の一般会計の予算の中で考えても10%ぐらいを子供関係に使っておるということで、感覚的には老人の方のほうに予算がたくさん行っているような、あるいは建物じゃなくて、活動等もいろいろやっているような感じがするかもと思いますが、児童福祉のほうにもそういうふうで全町の予算の10%程度を使っておるということで、かなり大きな金額を投入しておるということでございます。

したがいまして、それで十分とは全く考えておりません。今後また、この数字が大きくなる可能性もございませけれども、老人、それから障害者の方々、それから児童の方々、総合的に満遍なく、太良町でできる予算をそれぞれ適正に配分しながら、児童の福祉のほうにも的確に対応していくと、そういうふうを考えております。

○10番（山口光章君）

今後、この先々、太良町にとりましても有意義な利用価値ができるような場所として、一応受け皿的に置いておいていただきたいと。といいますのは、とにかく何というか、太良町の場合でも、売地とかなんとか非常にふえてきました。至るところに、あそこもあいている、ここもあいているというような形で、それとなく、何かあったときにはそれが必要だと思えますけれども、ひとつ有意義な利用価値を考えていただきたいと、そのように思っておるところでございます。

次、2点目の質問に入らせていただきます。本番です。

2点目は少子化の対策についてであります。今現在、全国的にも少子化の現状であります。我が太良町でもその傾向は続いております。いかにして、その状態を食いとめるかが今から先の大きな課題だと思いますが、太良町の少子化に対する対策をお聞きしたいと思えます。

○町長（岩島正昭君）

2点目の少子化対策についてお答えをいたします。

少子化問題は太良町だけの問題ではなく、全国的な非常に大きな問題であり、国や県、市町村が出生数を上げるため、子ども手当を初め、さまざまな対策を実施しているところがございますが、成果が出ていないというふうな状況でございます。

太良町でも少子化対策として、国、県の補助事業を利用した乳幼児医療費の助成事業、保育所運営費助成事業、保育所の延長保育助成事業、放課後児童クラブ事業等、十数事業を実施しているところでございます。

また、太良町の独自事業として、住宅新築等に関し補助金を出すという定住促進事業や、結婚を前提にした男女の出会いを提供する、しあわせ発見事業も実施をいたしております。また、社会福祉協議会においては、夏休み期間中、小学校の低学年の子供たちを集めて、さまざまな体験学習を行う竹の子の里事業を実施しております。このようにさまざまな形で子育てをしやすい環境づくりに努力しているところですが、なかなか出生数の増加につながらないというのが実情でございます。

ところで、太良町の出生数と死亡数を比較してみますと、平成11年から平成21年まで、11年連続で死亡数が出生数を上回っております。平均しますと、年に27人減少しているという結果になっております。

先ほど申し上げましたとおりに、現在のところ、さまざまな施策を実施しても、結果的になかなか出生数の増加につながっていませんが、今後とも新しい施策などを検討しながら、子供を産みやすい、また育てやすい環境を整えていくことに地道に努力したいと考えております。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

町長が答弁されたとおり、太良町におきましても、そういう面ではいろんな事業がとり行われていると思います。それは国、県の施策でありまして、それに基づいて他の市町村も同様、当たり前のことですよ、当然せにゃいかんこと、今の少子化に対して当然しなくてはいけないことだと、私はそのように思っております。

今日までの議会において、何回ともなく少子化問題は取り上げられております。平成11年9月に坂口祐樹議員、平成13年6月には久保議員、平成18年3月は私ですね。近いところで平成21年、去年ですね、6月議会では見陣議員が質問しておられます。私は今回2回目ですが、今までの担当課の答弁では余りよい答えが返ってきていない。上司と相談してとか、検討するとか、そういうふうな答えしか返ってきていない、そのような気がいたします。平成11年から今日までの10年間、太良町としてはどのような少子化対策をとって、この10年間ですよ、実行に移して動かされてこられたのか、お聞きしたいと思っております。この10年間、太良町は少子化対策に本気で取り組んだと思っておられますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

過去10年、さまざまな議員たちが少子化について御質問をされて、過去の議事録等も私読ませていただいておりますけれども、実際、具体的にどういうことをやったのかということ

でございますけれども、ある意味、単独で事業を行うということにつきましては、どういうことにやるかということにもよりますけれども、金もかなり使わなくちゃいけないということでございまして、今までの流れでいきますと、大体国とか県の補助がある事業をメインに、他の市町村に負けず劣らずというような形で事業を展開してきております。

独自のといいますと、乳幼児医療の医療費の助成を、ある意味、大体3歳以下の子供さんにやるというのが、当初、日本全国的なことだったんですけれども、太良町としてはいち早くそれを取り入れて、就学前までというふうに対象を拡大したとか、それから、出会い・ふれあい事業等も、いわゆる結婚を前提にした会合等をやるとか、そういうのも、それも結構どこでもやっておられるというあれですけれども、独自のにはやっておるということで、そのほか、チャイルドシートの補助をやるとか、目立って皆さんが、おお、すごいことをやっておるというような施策はないかもしれませんけれども、地道にはやっておるという状況だと考えております。

○10番（山口光章君）

担当課も申し上げておられますけれども、それもまた当然、当たり前のこと、やはり十分にわかり切ったことなんです。だから、担当課にお尋ねしたいのは、私がどういうふうな意図、目的で、この一般質問をやっているかということは大体おわかりでしょう。太良独自のやり方なんです。よそに負けられないような、そういったやり方を試みるのも必要ではないかと、そのように思うわけです。

このたび、県のほうでは、担当課も十分御存じのとおり、22年、ことしの3月にですね、佐賀県次世代育成支援地域行動計画、これが策定されました。御存じですね。あくまでも子育てに優しい社会をつくるということが前提でございます。その行動計画に基づきながら、何点か質問をさせていただきます。

さて、この少子化の進行についてでありますけれども、佐賀県における出生数は、平成17年に過去最低の7,508人となり、平成18年以降は上昇に転じて、平成20年は7,819人となっておりますが、長期的に見て減少傾向となっております。平成15年には死亡数が初めて出生数を上回り、その後、人口の自然減少が続いておりますけれども、また、1人の女性が一生の間に産む子供の数の平均を示す合計特殊出生率、これも担当課は御存じだと思います。平成20年は1.55と、過去最低の平成11年の1.48から上昇に転じているものの、人口を維持する水準である2.07を大きく下回る低い水準で推移しているようでございます。

また、全国の合計特殊出生率は平成20年で1.37と、さらに低い水準となっているようでございますが、このような少子化の流れを変えるために、国、地方公共団体、企業等が取り組みを促進する次世代育成支援対策推進法が平成15年7月に制定されましたが、このような国や県の動きの中で、太良町はこの少子化をどのように考えていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今、議員がおっしゃった佐賀県の次世代育成支援地域行動計画と、これは前期がありまして、今回は22年度から5カ年の計画ということでございます。内容的にも盛りだくさんの事業なんですけれども、それに沿って、太良町でも、太良町の次世代育成支援行動計画、いわゆる後期行動計画というものをつくっております。

この中には、佐賀県の行動計画に対応したような内容で、策定の意義とか、それから、現在家庭を取り巻いている現状等を述べて、次世代育成の支援に関する課題を上げて、太良町は太良町でまた独自にそういうことを行動していきますよというものをつくっております。

ちょっとここでいろいろ取り上げてもおわかりにならないと思いますので、後ほど、このつくった行動計画につきましては、太良町の中に配布を、議員さん方を初め配布をしていきたいというふうに思っております。

とにかくその計画に従って、できる限りその計画を達成していくような展開を今後していかなければいけないというふうに思っておりますので、そのように考えて、今後行動をしていくということでございます。

○10番（山口光章君）

例えば、太良町独自の行動計画、それができ上がっているというようなことでございますけれども、それはいつでき上がりましたか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ことしの4月の末ごろに印刷ができ上がってきておると認識しております。

○10番（山口光章君）

この県の地域行動計画というのは、計画の前に行動がついておりますね。行う、動く、その計画、太良町の場合はそれは何かつけていますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

その題名が、太良町次世代育成支援行動計画後期行動計画ということで、副題に「子育て・子育て たら夢づくりプラン」という題名がついております。

○10番（山口光章君）

そういった計画書をつくるのを私は真っ当だと思います。しかしながら、今までの過去におきまして、20年近くお世話になっておりますけれども、そういった計画書をつくったまではいいけれども、それがなかなか実行に移されていないというような傾向でもあります。

この県の行動計画の目標は、平成22年度から平成26年度までの間、計画を立てているんですけども、子育てに優しい社会をつくるということでございましたけれども、これをちょっと置きかえて、子育てに優しい太良町をつくる、子育てに優しい太良町をつくるというス

ローガンが必要だと思いますけれども、どうでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほど申しました太良町でつくっておる行動計画につきましては、先ほどおっしゃったように子育てに優しい社会をつくるという文言が入ってはおりません、具体的な文字としてはですね。

ただ、内容を見ますと、基本方針が3つぐらいありまして、子供たちを、そして子供時代を誇りに思える町と、そういうものをつくっていききたいということで3つの目標を上げております。

1つが、すべての子供のたくましい成長と自立をともに支え合いますと。それから、第2の目標が、喜びとゆとりが実感できる子育てをともに支え合いますと。それから、目標の3が、子育て、子育てのための安心・安全な環境をともに築きますということで、内容的には佐賀県の表題になっておる子育てに優しい社会をつくるというようなこととも、全然関係ないような内容にはなっていないと。すべて子育てに優しい社会をつくるということに収れんされていくような形になっております。

○10番（山口光章君）

私は、この問題に対して、少子化が今現在、社会における影響ですね、太良町に影響するものと、これは少子化の進行により、さまざまな影響を生じることがあるわけですね。私が抜粋した中で3つありますけれども、1つは子供への影響、2つ目が地域への影響、そしてまた、3つ目が経済への影響、この3点だと思ったわけです。担当課長、この子供への影響はどのようなものか、あるいは地域への影響はどのようなものか、経済の影響はどのようなものか、自分なりにお尋ねしたいと思いますけれども。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

これはちょっとなかなか難しい問題なんですけれども、まず子供への影響ということになりますと、少子化ということですから、その家庭に兄さんとか姉さん、妹、弟、そういうのがない状況が想定されるわけなんですけれども、そうすると非常に社会性が低いですね。なかなかわがままというか、ちょっと言い方悪いですけども、そういう子供たちが育っていくのではないかということが推測される状況になっていくのじゃないかというふうに思います。結局、過保護に育てられるということが出てきて、なかなか自立した人間になっていかないというようなことは、単純に申しますと、そういうことは考えられると。それをどうやっていろんな教育とか、家庭の教育とか、学校の教育とかで少なくなしていかなくちゃいけない、どうやってやっていくのかという、そういう問題が出てきそうな感じはいたします。

それから、地域への影響ですけども、もちろん子供が少なくなるということは、学校を

初め少なくなるわけですから、本当にそういうところで、小さいとき、若いときにいろんな先輩、後輩、それから友達への思いやり、そういうものがなかなかはぐくめなくなっていくんじゃないかと。しかも、地域が子供が少ないということは、逆に言うと、老人、高齢者がふえていくということでございますので、多分活気はなくなるんじゃないかなというふうには考えます。その方々が大きくなって人口は減っている。活気がない。じゃ、どうしましょうかという、また次の問題を想定して考えていかなければならないようなことが起こると。

それから、経済につきましては、これはちょっといろいろ考えられる、少子化が果たしてどういうふうに経済にどういう影響を与えるかということにつきましては、ちょっと未知数のところが、私個人的にはあると思うんですけども、やっぱり経済的活力をどうやって維持していくかという、これはもう日本全国的な問題で、今1億3,000万人おるわけですけども、それが1億を切って7,000万、6,000万という人口になったときに、果たして本当に、この日本国自体がどういう状況になっているんだろうかというのは、ちょっと想像しにくいわけです。我々の、ある意味、団塊の世代に近い人間にとってはどうなっていくんだろうということ、その経済的な面については、私はちょっと何とも言えない。いろんな考え方が、経済を活性化するにはいろんな考え方があって、人口が少なくなったから活性化できないとか、そういう悲観的な見方もあるかもしれませんが、いろんな考え方があると思います。これにつきましては、多分、余り活力は出てこないようになってしまうんじゃないかなというのは想像はしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

今さっき、3つの抜粋したことを上げましたけれども、まさに担当課が言うような、そのとおりだと私も思っております。子供への影響は、減少により、子供同士の交流機会の減少や過保護などにより、子供の社会性が育たなくなると。子供の健やかな成長への影響が出てくると、これはもう教育にも関係がありますね。

そしてまた、地域の影響は、広い地域で過疎化、あるいは高齢化が進行して、地域社会の維持が困難になるおそれがあると、太良町もそういうふうな形にならないければいいかと心配であります。子供の遊び場で、子供の声がにぎやかに聞こえてこない現状なんですよね。ひとりぼっち、あるいは2人ぐらいでサッカーボールをけて、何となくつまらなそうに遊んでいる子供たちがふえてきたと、そのようなことなんですよ。

そしてまた、経済への影響といいますと、これは労働力人口の減少に伴って、経済成長率を低下させる可能性があると思います。また、少子・高齢化の進展に伴い、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担がふえてくることが見込まれてくると、そのような傾向になるのではないかと思うわけです。簡単に考えておりますけれども、この少子化の影響度は非常に社会経済には大きなものだと、そのように感じております。

さて、ここで考えなくてはいけないのは、本当に太良町は、若い人たちが子供を産んで、安心・安全に育てることが十分に整っている町であるかどうかであります。担当はどのようにお考えですか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

これはちょっと私もよくわかりませんが、若い人たちが子供を産み育てるのに、果たして十分な対応をやっておるかというところがちょっと難しい。そういうふうになっていないかなと思います。ただ一つ、それを言う理由というのは、今この次世代育成支援の計画の中には、佐賀県が九州の中では一番共働きが多い県だということが載っておるわけですが、そういうふうなことを考えますと、太良町でも結婚されてお子さんをお持ちのお母さん方の9割が仕事を持ちたいというふうに考えておられるということも出ております。そうすると、働く両親、共働きをやるということをどうにかして支える仕組みをつくらないといけないんじゃないかなというのは、一つ大きな問題点かなと。ちょっとまだ知識が足りませんので、1つだけ、それだけはですね、今、私、町民福祉課のほうに行きまして、それだけはちょっと考えているところでございます。

○10番（山口光章君）

先ほど担当課がおっしゃられたとおり、佐賀県は共働きの家庭が、平成17年で九州第1位なんですよ。全国では第9位を占めているんですよ。割合としては推移が52.3%です。これでは子育てが難しい、困難な状態になっていると。

太良町の場合は、その割合は大体どれぐらいなもんですかね。先ほど90%が女性が働いているというようなことでございましたけれども、そこら辺ですよね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

太良町の共働きの率というのは、済みません、資料を持ち合わせておりません。

○10番（山口光章君）

それで今、一番十分に考えていかなくちゃいけないこと、九州1位で全国9位の共稼ぎの方々のこの環境ですね、だから、子育てと仕事の両立の支援が太良町には必要ではなかろうかと、そのように思うわけですが、そこら辺の考え方をお尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

太良町も、先ほど町長が答弁しましたように、うちのほうでもかなりの事業を、いわゆるこれは国とか県の補助金を利用したものがほとんどなんですけれども、やっております。子育てのどれぐらいを今やっている事業で、若いお父さん、お母さん方が太良町はいいなと、こういうことをやってくれていてというようなのが、ほかの市町村と比べたときに、大体同

じことをやっているなど、おっしゃるとおりの現状だと思うんですね。

それで、その子育てを太良に行ったらこういうことで、こういうこともやっているし、行ってみようかなとか、そういうふうには今の段階ではまだなっていないと。どこでもやっている施策をやっているという認識のもとに、その子育てをいかに楽にできるかということが一つの大きな命題であって、それと、今度、仕事の御両親の両立をどうするかというような、ちょっとこれは今、土曜日の放課後児童クラブとか、朝8時半から夕方5時ぐらいまでやっておるわけですけども、それはやっぱりお母さんとかお父さんが土曜日に例えば出られる方にとっては、非常にいい効果をもたらす事業だと思っています。

なお、今度の県の計画あたりでも、日曜日の子供の保育を推進しますというようなことも載っているみたいなんですけれども、日曜日とかに本当にどうやって子供を預けるような施策をつくるかという、これはまたちょっと非常に、今後、本当に考えていかなければいけないような問題だと思っています。これは今後、そういう要望等が非常に、働きたいというお母さん方が9割もいるというような現状では、そういうところに今後少し重点をシフトして、そういう点で、土、日でも子供を見てあげられる環境、それから、あとは大きく言うと、就職の場をもっとふやすとか、近くにあるのがなおよろしいかと思えますけれども、なかなか太良町のみでできるような、今の話はそういうものではありませんけれども、そういうのを総合していかなければいけないかなと。ただ、それがすぐできるかどうかというのは、今後ちょっと研究して、やれるものからやっていくというような形に持っていきたいというふうに思います。

○10番（山口光章君）

今は太良町で産んでよかった、太良町で育ててよかった、育ててよかった、その生まれて育った子供たちが、太良町に生まれてよかった、太良町で育ててもらってよかったと、そういうふうな、その方々が今度は親になるわけですよ。実際、今育てている子供たちが親になる。そのときの太良町に対してのその言葉が私は欲しいなと思っています。太良町の場合の保育サービスの充実は、それこそどんなものであるかと、待機児童ゼロの確保ですね。そしてまた、必要となる全保育所での延長保育の実施、病児・病後児保育の全市町村での実施など、せめてこれは2回、3回となく病後児保育の問題は各議員からも出ておりましたけれども、病後児保育の取り組みだけは太良町でも実施をすべきではないかと思えますけれども、そこら辺はどうですか。

例えばですよ、担当課が考えて、町長にも、上のほうに持って行って、町長どうしましょうかと。それはどがんすっかなと。そうじゃなくて、こういうふうな質問があった場合は、町長自体がですよ、おい、こいばやってみんかい、担当課と。トップとして、人が言うてくる前に自分から、おい、こればやってみんかい、あれをやってみんかいと、よかよか、やってみると、そういうふうな傾向じゃないんですか、この町は。実際、担当課が上げてきたこ

とを、うん、ほんなごっじゃんな。そうばってんが、ちょっと予算がないと、こういうことでは何にもあんた動きもとれんし、伸びないわけですよ、実際。

6月4日の佐賀新聞では、佐賀市の場合ですけれども、病児保育の支援拡大という見出しで、非課税世帯も免除対象に今度なっておるわけですよ。そういった記事が載っております。県内の自治体では初めてであり、共働きやひとり親の家庭の子育て支援充実を図る目的であります。

このように、よそは子育て支援イコール少子化なんですよ。その少子化対策に力を注いでおります。もっと太良町もこの少子化対策に動くべきではないでしょうか。そう思いますが、その点はどのように考えていかれますか。

○副町長（永淵孝幸君）

まず、私のほうからお答えさせていただきます。

実は、先ほどから町長も言っております。また、議員も申し上げておられますように、やはりこの少子化対策というのは、我が町だけでは、これはどうしてもできない問題もかなりあるわけです。ですから、国のほうでも平成15年に少子化対策基本法を制定されて、いろいろな施策をやっていただいておりますけれども、それに対する町の義務負担というの、やはり22年度の主要事業を見ても、127,000千円余りの、これは義務負担を含めてですけれども、一般財源を充てておると。そういった中で、今、町の財政も、やはり何でも助成をしてあげたりとかするのが一番いいかもしれませんけれども、そういった財政等も考慮しながら、できるだけ国、県の、そういった施策にのっとった形で、やはり我が町もやっていくのがまず基本であろうと考えております。

ですから、あとは今やっている、そういった町内の事務事業を、今の政党じゃありませんけれども、見直しなども図りながら、そういった財政の捻出にも充てて、そういった少子化対策にでもやっていければと。これはもう日ごろから、町長から指示を、そういったことを言われておりますので、今後、今担当課長も申しましたように、そこら辺を含めて、洗い出しをしながら、少子化対策にも町独自の、金じゃなくて、金ばかりじゃなくて、できることもあろうかもわかりませんので、そこら辺を含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○町長（岩島正昭君）

今、るる皆さんたちから御意見等がっておりますけど、これはもう少子化対策は全国的なもので、私個人的な考えでございますけれども、我々の時代からすれば、とにかく子供に対する教育費が余りにもかかり過ぎるということで、割とこの1人か2人制の子育てで、全国的に少子化が進んでいるんじゃないかということに考えておるところでございます。

幼児等々につきましては、ある程度はもう議員たちも御存じのとおり、ある程度の対策はやっておりますけれども、その後の状況、いわゆる高校、大学、もうほとんど大学まで、今

はほとんどやっている状況で、1年に2人大学にやると、それは相当な学費が要るわけですよ。だから、佐賀県もほとんど大学生等々やっておられる方については、共働きが多いというふうに思っておるところでございます。

民主党の政策等でも皆さんたち御存じのとおり、高校の無料化というのは本当に高校生を持つ父兄の方については大変好評であるというふうな話も聞いておりますから、だから、今後の少子化対策としましては、私の考えでは現金、保育サービス、あるいはワーク・ライフ・バランスの3つの組み合わせで、何とかこれを対策を持っていきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○10番（山口光章君）

豊かな心の育成、心の教育ですね。それとまた体の育成、信頼される学校づくり、不登校やひきこもり対策の推進、これも一つの支援策につながっていく環境づくりだと思うわけですよ。子育て支援、少子化防止の中には、教育長、教育も十分関係してきます。幼児教育から始まり、六三制の義務教育、その教育の整備が整って、果たして整っているのであろうかという問題であります。若い夫婦の子供に対する虐待など、さまざまな事件が起こっている現在、この教育の中には、やはり私が思うには、その中間に、中間以上、先々までも精神教育が必要だろーと思いますが、教育の整備に対して、教育長はどのような考えでおられるのか。また、子供の生きる力の育成に向けた学校教育環境の整備、これはどのように取り組んでいかれるのか、その抱負をお聞かせいただきます。時間ありませんから、少し手短にお願ひします。

○教育長（陣内碩泰君）

短時間でお答えせろという要請があつておりますけれども、私はおっしゃるように、子供が少なくなるということは最重要課題だというふうにとらえておきまして、これを克服していくには何が重要かと思うときに、子供を産み育てることがいかに重要であるかと、そういう高い価値観を共有するということが最重要であろうというふうに考えるところでありまして、そういう考えに基づきまして、我が太良町におきましては、共生ということをテーマにしながら、鋭意、教育の充実ということに取り組んでおるところでございます。幸いにといひましょーか、我が太良町におきましては、教職員の皆さん方が、ついせんだってでもですね、全職員研修会を開催したところでございますけれども、非常に一生懸命やってくれていると。一丸となつてやってくれているということでお礼を申し上げたところでございますけれども、あわせて地域の皆さん方も学校に非常に応援をしてくださつておきまして、平成21年度は平成20年度に比べますと、学校に対するボランティア支援が3倍増になったという状況もございまして、ここに詳しくは太良町の教育ということで平成22年度版を発行しているところでもありますので、ここの中に詳細にわたつて本年度何をやるかということ

を詳しく書いておりますので、そちらのほうを読んでいただければと思います。

以上です。

○10番（山口光章君）

今まで話を、質問をしてきましたけれども、総合的にまとめた私なりの考えでは、何人も議員の質問などに対し、先ほど申し上げましたこの10年間、少子化対策、子育て支援などに、町としては私ははっきり言いますけど動いていない。10年間に担当課長も変わっております。新宮課長は担当課に何年間おんさったですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

6年間在籍をいたしておりました。

○10番（山口光章君）

そしたら、こういうふうな問題に対しては2回ぐらい遭遇しとるわけですよ。それで、この問題に対して、担当課はだれひとり真剣に取り組んでいないと、そのように見受けるわけですよ。芽が出ていない。ちょっとでも先に進んでいない。これは多分担当でも、いろんな問題がありますけれども、それはみんな一緒に考えを持ってしてもらわなきゃいかんですよ。この10年間の空白、そこで私は今までのかわられた担当課長に1人ずつ、ここで自分の思い、その当時のあれを聞きたいと思っております。でも、それは酷なことですからやめておきますけれども、私たち議員として、町民として、こういった問題を質問したことは無意味だったのかと。10年間あるんですから、1月や2月じゃないんですよ。町民の代表として、質問したことに対して、何にも動いていない。何にもやっていない。何も施策がないと。ただ、国や県の補助があって、お金が要らんからそればかりしよるだけであって、太良は財政が厳しいといいながらも、これだけはやってみようと、太良町でこれぐらいはやってみようじゃないかというふうな、その施策を出すような担当課長が今までありましたか。私はこんなことしてみたいと、私の担当課で私はこれをやってみたいぞと。職員の方、自分が担当の職員の方はついてこいというて、町長にかけ合っていくと、私はこれをしますよとした人おりますか、この10年間に。10年というたら長いですよ。これはもう新宮課長を責めるわけじゃないんですけどね。そういうふうな傾向だと私は思っておりますので、議員が質問したことがよかったのか悪かったのか、はっきりするわけですよ、そういうあれで。あの人がん言いんさばってん、言いたか放題言いんさばってんがて、何も別になかたいえて、そういう場所じゃないんですよ、議会というのは。私たちにとってはここはステージなんです、ステージ。舞台なんです。それを十分わかってくれんと、議会に対しても失礼じゃないかと私は思います。

だから、この10年間を取り戻してほしいと、短縮的にね、私は思います。子供は黙っていても育っていきますけれども、それを育てる親は、今の世の中、大変だと思います。それで、

その支援を、太良町独自のやり方で新しく変えてほしいと。そのための一般質問だと私は思っております。

それはもう私個人的なことですけれども、担当課の毎原さんは十分わかってきているだろうと思います。何をしたいかと、何をすべきかというようなことを十分考えて、その課を任せられるような人材であってほしいと。どっちにしろ、原点は、これは最後になりますけれども、男女の出会いであると。この出会いがなければ結婚もない。子供も生まれない。子育てもできない。そのきっかけはどのようなものかというようなことで、これも担当課長に私お話ししたことがありますけれども、ながさきめぐりあい、御存じですよ。これはいろんなイベントの開催なんですよ。結婚希望の独身男女を対象に、毎年、継続的に長崎県は行っております。以前、太良町が実施した、たらまるごと体験ツアー、これは笑っちゃいますよね、焱の博記念地域活性化事業、平成10年から12年の実施、その成果は今どのようなものであったかと。それは結ばれた方もおるでしょう。これはあくまでも太良町の宣伝にすぎない。これも金があったからできたことであって、みずから自腹を切ってやろうとしていない。今はこのような出会いの窓口をどのように催されているか、お尋ねいたします。最後です。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

男女の出会いをつくる場所ということで、社協のほうで今やっておるわけです。これにつきましては、過去からいろいろそういう男女の出会いの場を確保するというで取り組まれてきておりますけれども、一応それを反省した上で、どこがどうなのかという、足りなかったのか、あるいはこれはよかったから延ばしましょうとか、そういうことを反省して、今少し考えておりますのは、社協のほうの委託事業みたいな形でやっておるわけですけれども、もう少し実効性というか、女の方も本当に結婚をしたいという方が実際にそこに来られなくちゃ話になりませんので、男の方はもちろん、切実に要望して、そういうところに出てこられるわけですけれども、女の方もそういう方が、本当に結婚したいと思っっている方が出てこられるような何らかの仕組みみたいなことを考えて取り組んでいかなければならないんじゃないかと。だから、本当に実効性のある出会い、ふれあいみたいな形で実施していかなければならないんじゃないかということで、今後そういうことを念頭に置きながら、今、社協で行っている事業については取り組んでいきたいというふうに思います。

○10番（山口光章君）

それはそれとして、有意義なやり方で継続できるようなあれをやっていただきたいと思えます。

あと14秒ありますけれども、こういうあれがあるんですよ。これもこの前お話をしましたけれども、子育て応援の店推進、皆さん御存じですね。事務局にこの前お話をしました。実

際、お店に子供を連れていった場合、割引がきくんですよ。例えば秀島酒店、ひさごさん、山下文具店、いろんなですね、ジュースを1本くれたり、これも地域としての子育ての支援策だと、これは推進せにやいかんと。佐賀県だけでも1,500ぐらいの店舗がそれに加盟しております。これは参考のために聞いておってください。

これで私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

2番通告者見陣君、質問を許可します。

○7番（見陣恭幸君）

議長の許可を得ましたので、通告に従って質問します。

1番目、第5次太良町行政改革大綱について質問します。

1番、行財政改革の基本姿勢として行政の考え方、また地域住民に対する対応などを質問します。

2番目、事務事業の効率化の中で、行政事務・組織機構の見直しとはどのような考え方を持っておられるのか。

3番目、適正な定員管理及び人材の育成、職員の意識改革と人材育成についての考え方を質問いたします。

○町長（岩島正昭君）

見陣議員の1点目、第5次太良町行財政改革についての1番目、行財政改革の基本姿勢としての行政の考え方、また地域住民に対する対応についてお答えいたします。

自主財源が乏しく、財源の多くを国や県などに頼る小規模自治体にあつて、太良町も例にたがわず、財源の多くを国や県などに頼っており、依存財源率は70%を超え、国や県の財政政策等に大きく左右される立場となっております。

このような状況を十分認識した上で財政健全化を図り、時代の要請に即応できる細やかな行政組織やサービスの再構築を目指してまいります。

また、職員数や財源も限られている中で、効率化を図りながら住民満足度を維持向上することを基本姿勢といたしております。

効率性の追求では、仕事のやり方を工夫することや住民協働の実践のほか、事務事業の見直し、廃止や予算の縮小について取り組んでまいります。

これまで以上に住民満足度を向上させるためには、サービスの向上と町民の方々の要望に対し真摯に対応することを基本としますが、地域の実情や時代の情勢に応じたメリ張りのある政策を実行する必要から、スクラップ・アンド・ビルドによる政策を実施してまいります。

次に、2番目の事務事業の効率化の中で、行政事務・組織機構の見直しとはどのような考え方を持っておられるのかについてお答えをいたします。

簡素で効率的な行政運営を行うために、事務事業の見直しや組織機構のあり方を検討することとしますが、実際の見直しについては、1つ、いまだに対応ができていない課題、2つ目、既に役割を果たしている事務事業、3つ目、他と比較して優先度・緊急性の低いと考えられる事務事業を明確化し、それをもとに行政が直接行うことが必要な事務事業を行えるよう、組織機構の見直しを進めていくことといたしております。

次に、3点目の適正な定員管理及び人材の育成、職員の意識改革と人材育成についての考え方についてお答えをいたします。

従来の行政体制にとらわれず、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに迅速かつ的確に対応することのできる組織体制の整備と職員配置についての検討をいたしてまいります。

また、地方分権型社会にふさわしい政策形成能力や意欲のある人材の育成については、人材育成基本方針を策定しておりますので、これに基づき実行していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（見陣泰幸君）

答弁をいただきましたので、1つ目の行財政改革の基本姿勢から質問をいたします。

まず、費用対効果は行政評価を行って測定しますとありますが、余り費用対効果ばかりを考えられても、業務が進むか進まないか、どうかなという気もしますが、ここら辺はどうお考えですか。余り考えないほうがいいのかもありませんか、物によってはですね。そこら辺の考え方はどうお考えですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今行政評価については13事業、事業規模では約250,000千円程度の事業について事務事業の評価をしておりますけれども、当然、今議員が言われるように、そればかりじゃなくして、先ほど町長が答弁したように、メリ張りのある事業を実施していかなくちゃいけないということで考えておりますので、答弁したとおりスクラップ・アンド・ビルドで事業を実施していきたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

今言われたスクラップ・アンド・ビルドを基本スタンスとしまして、スクラップ・アンド・ビルドの意味ですけど、私なりには今あるものを壊して立て直すという意味かなと思います。物によったり、人によったり、所によったりで意味は違ってくると思うんですけど、

これの考え方としてどういうふうに考えておられるのか。今あるものを壊して、そのまま行くのか、次にすぐ何かを実施する、立てる、いろんなことを考えながらと思いますけど、そこら辺は基本的にどういう考え方を持っておられるのか、質問します。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

行政評価におけるスクラップ・アンド・ビルドの考え方でございますけれども、限られた予算の財源の中で、既に事業としてその効果が薄れてきているもの、あるいは効果が今後見込めないという事業については、事業そのものを廃止したりすることも行い、そして、新しく政策課題として出てきた事業等については、新しい政策もちゃんと新規事業でやっていくということで、総論的には限られた財政の中で、新規の分は新規の分で行政需要にこたえていくと。しかし、事業そのものの効果が薄れた分については廃止をしていくと。その両面を考えながら、基本的な財政運営をしていくというような考え方を持って行政評価を行っているということでございます。

以上でございます。

○7番（見陣恭幸君）

ちょっととらえ方が違うかもしれませんが、今までの事業として、例えば、保育園なり、今度、太良嶽神社の横の福祉施設なり、そして、いろんなところがありますけど、今度取り壊しになる大浦の福祉施設ですかね。あそこあたりも、ちょっと言えば大浦は今からですけど、今まで取り壊しとか廃止した瀬戸あたりも一緒ですけど、そこら辺の対応がやめてから後、取り壊した後、そこら辺が今までは余り考えないでやっておられるんじゃないかなと思うんですよ。状況によって違うと思うんですけど、そこら辺を取り壊したりやめたりするときは、次に何をするか、次にどういうふうにするかということを考えてからされてもいいんじゃないかと。そこら辺がちょっと対応が遅いんじゃないかと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○町長（岩島正昭君）

取り壊しの跡地の問題ということでございますけれども、まず大浦地区につきましては、あくまで駐車場を前提として計画をいたしております。というのは、今、福祉施設、保健センターですから、メインはあそこは福祉施設でございましたけれども、今、総合的にしおさい館という福祉施設ができましたから、その効用も発揮していないということと、耐震改修等々であれを建て直さにかんということ、この際、もうある程度利用が少ないということで取り壊して、あそこが一番メインの駐車場が込んでいましたから、駐車場整備事業という形であそこを取り壊す計画、まだ発注はしていませんけどね。そういうふうなことを目的としております。

そして、太良嶽神社の横につきましても、あそこはアスベスト等々でいろいろ老朽化して

おりましたから、取り壊したりしたものの、神社がすぐ横にあるものですから、なかなかこれは個人さんたちの要望もできないということで、今のところは駐車場という形をとらせていただきますけれども、まだもろもろ今年度になってからいろいろ跡地利用については検討していきたいと思っております。今のところ、社務所利用者の駐車場という形をとっております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今までは、こっちが質問をしてもまだ考えていないとか、そういう答弁が多かったものですから、今度からそういうときは、まずどういうふうにするかということ、駐車場なら駐車場でも構わんと思うんですけど、そこら辺をよう検討してからしていただきたいと思うんです。そこら辺について、今度の大浦のほうは今答弁いただきましたけど、中尾分校とか、そこら辺のあたりについては地域の人たちと話し合いができているのか、そこら辺はどうですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

お答えいたします。

現在、地域のほうでお話し中でございます。まだこれといった案は出ていないようでございますけれども、まちづくり協議会ですかね、そちらのほうで協議されております。

○7番（見陣泰幸君）

そこら辺は一日も早く対応していただいて、どういう方向に進めるかを決めていただきたいと思えます。

そして、2番目に進みたいと思えます。

事務事業の効率の中で、いまだに対応ができていない課題とはどのようなものなのか、そして、それについてはどのように今後対応していくのか、質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、いまだに対応ができていない課題と、こういう問題があるということは、今度、行政事務の組織の見直しについて具体的な検討に今後検討会議を開いて精査をしていくこととなりますが、それについては、事業の仕分けに当たり、明確化に当たっては恣意的にならないように、客観的な判断で方法を考えて今から考えております。

また、仕分けの方法については、どういう方法でいくかということは、点数制度なんかを設けて、それで優先課題などを設けて判断したいと思っております。そういうことを考えながら、いまだにできていない課題などを今後検討しながら、組織の見直しについても考えていきたいと考えております。

○7番（見陣恭幸君）

これはあくまで第5次改革プランで、第4次改革プランを参考にされているとは思って、こっちはそういう認識の仕方です。今質問しているわけなんです。それで、いまだに対応できていない課題で、どういう課題なのかを今からというのはちょっと遅いんじゃないかと思うんです。そこら辺はどうですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

前回の第4次の17年度から21年度の行財政改革の段階では、組織機構の見直しを行いました。平成20年度に、そのとき課を14課に統合するなどして、最終的には今に至ったわけなんですけれども、今から先5年間の計画の中で、今やっぱりどうしても求められている課題等があります。徴収事務とかいろいろな問題がありますので、そういうのを頭の中に入れてながら、今度検討をしていきたいということで、こういうふうに書いておる次第でございます。

○7番（見陣恭幸君）

そして次に、行政以外の活力を活用できる事務事業というのはどのような事務事業があるのか、その対応をどうされて、運営はどうされるのか、質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

まあこれについても、まだ今から検討課題でありますけれども、やっぱり行政ができないものについては住民協働ということで、NPO法人とか指定管理者制度の委託とか、いろいろな方法等が考えられますので、これを今から検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

すべて今からということじゃないでしょうけど、こればかりなのか、すべて今からであるならば、この改革大綱というのは何のため、4次計画を参考にされているのか、されていないのか、ちょっとそこら辺がわからんような気がするんですけど、そこら辺を前回は行って、そこら辺が問題になったからこういう計画を立てられた部分もあるんじゃないかと思うんです。そこら辺はどうなんですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

行政以外ということで、指定管理者制度とか今まで実施をしております。数多くの施設で指定管理者制度も実施をしておりますけれども、その中身についても実際検証しなくちゃいけないと。今やっぱり何年か経過をしておりますので、それぞれ毎年実績報告が出てきておりますけれども、その中身についても検証しなくちゃいけないと。

それと、まだ施設の中でも指定管理者制度ができる施設も、まだ当然募集をかけましたけ

れども、実質的な実施に至っていない施設もありますので、そういうのを今から検証していかなくちゃいけないかと。どうしてそういうふうにならなかったという課題も残っております。そういうのを再度洗い出しをしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

○7番（見陣泰幸君）

そこら辺は計画を立てた時点で早急に行っていただければと思います。そして、先ほど組織機構の見直しと言われていましたけど、組織機構の中で、行政としては行政、この役場の中では十分仕事もやっておられると。それは認めます。しかし、一般の人たちからすれば見方が違うんですね。サービスにしろ何にしろですね。組織機構も私は素人で申しわけないですけど、例えば、縦の役割はちゃんとしてあると。しかし、横のつながりは本当にしてあるのかな、できているのかなという気もするんですよ。役場の中はあくまでも役場の中の一会社ですよ、と認識しております。ですから、例えば、3月なんかは税務課が忙しいと。ほかにそうでもない課があるのではないかと、そういうところから何人か手伝いに行かせることができないのか。町民の人たちからは、なかなかさばけんとかいう声もたまたまあるんですよ。そこら辺のやり方について、まずどういう考え方を持っておられるのか、質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

事務事業等でどうしても忙しいときについては、町長からも指示がっておりますけれども、プロジェクトチームを組んだりして、それぞれ推進をしていくというふうになっております。

それで、先ほど税務課のことも言われましたけれども、税務課についてもそういうふうで、もし必要があれば、そういう組織の中では融通がきくかと思っております。

当然、特に過去においては災害等が発生をした段階については、そういうふうなシステムをつくって、総合的に各課から職員を配置しながらしております。また、前回の地域振興券とかそういうときについても職員をできるだけ事務事業がおくれないようにということでした経過がありますので、そういうのを念頭に置きながら、今後とも推進をしていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

二、三年前に質問もあったと思いますけど、時間割の体制ですよ。町民福祉課あたり、戸籍係なんかは昼休みも今やっておられますけど、時間外勤務ですよ、そこら辺も何というですかね、2時間残業していただければ、次の日に10時から出勤とか、そういう考え方もどうかという質問があったと思うんですけど、そこら辺の改革についてはどうですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

それぞれの課でそういう対応をしておりますけれども、できるだけ町民の方に御迷惑をかけないようにしたいというふうに考えております。

○7番（見陣泰幸君）

それについてはフレックスタイムと思います、済みません。できれば一日も早く、一年でも早く改革をしていただければ、町民の方も助かるんじゃないかと。やっぱり会社は、一般的には8時から5時まで。5時に帰ってきてこっちに来て閉まっとなつた。1時間ぐらゐは余裕見ても、やっぱり閉まっとなつた。ですから、2時間ぐらゐはという、2時間からそのくらいという感じはするんですよ。朝も1時間ぐらゐとか早くですね。そこら辺は何とか改革できないものか、早急にできないものか、今はそういう話をしているのかいないのか、そこら辺を質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

町民福祉課の窓口、特に戸籍関係については、火曜日については午後7時15分まで、2時間の勤務を延長しておりますし、昼休みについても、町民の方が見えれば対応できるように、町民福祉課とか税務課とか、それぞれの課が対応していると思います。そういうふうで、今後ともしていきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

それは今何曜日かという、1週間に1回か2回でしょう。質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

町民福祉課の戸籍関係の窓口については火曜日だけです、今のところはですね。

○7番（見陣泰幸君）

前にも言ったと思うんですけど、戸籍係は何か免許を持たにゃいかんと。免許を持っている人が1人おらにゃいかんということも聞きましたけど、係長、課長クラスの方あたりは何人か免許を取ってもらって、係長クラスと言わんでも普通の人でもいいんですけど、職員でもいいんですけど、やっぱりそこら辺の何人か免許を取っていただいて、週に1回とか言わんで、できればもう少し日にちをふやしていただくように対応できないか、そこら辺の検討はどうでしょうか。

○総務課長（岡 靖則君）

議員御指摘のことも考えており、今後の検討課題でありますけれども、今、電話等でも町民の方から受け付けがあれば、当直の方に頼んだりしながらしております。

また、戸籍関係については、免許等は必要ありませんので、職員が当番制で順番をしながら今実施をしている状況でございます。

○7番（見陣恭幸君）

できれば週に何回か、1日じゃなくてふやしていただけるように対応をよろしく願います。

次に、職員の意識改革と人材育成についてですけど、この改革の中に人数、平成22年から26年までの定員割りの表を書いているんですけど、これについてちょっと質問してみます。

平成21年は——22年からか、22年からプラス・マイナス・ゼロがずっと続いて、23年がマイナス4と。22年がゼロプラス4で、23年がマイナス4人、24年がゼロ、24年からはゼロが続いて、26年にはゼロと。この表にあるのは、23年度まで人員削減を行って、あとはもうこれで終わりなのか、そこら辺をまず質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

定員適正化計画の表のところを今言われているかと思います。当初17年から21年までの行革で、職員数については9人ほど減らし、その前の段階でも10人減らしています。職員数についても平成12年度からすると19名ほど減らしております。今この計画で立てているのは、22年度については当初の段階で病院から4名配置がえでこちらのほうに来ましたので、実質的にはふえたような状況になっておりますけれども、今後については、やっぱり事務事業の、地方分権で市町村に権限が流れてきたりしております。それと、今現在、滞納整理機構にも今年度から行くようにしましたし、来年には広域のごみ処理組合にも1人職員を出さなくちゃいけないという、そういう状況が、派遣職員等がふえてきましたので、今後については、できるだけならば定員については今の現状で退職された方の、1名だったら1名採用というふうに、雇用の確保も兼ねたところでしていきたいと考えております。

○7番（見陣恭幸君）

定員については、行政側もいろいろあると思うんですけど、やっぱり今21年の4月現在で92人と。それを表を見て単純計算すればマイナス4で——これも一緒か、ゼロですね。それで、これでいいのか、適正だということであれば。今現在臨時とか、そういう方向性を見てどうなのか。まだ多いような気がしますけど、考え方としてどう考えておられるのか、このままでいくのか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えします。

定員については、今多いんじゃないかというふうに言われておりますけれども、できるだけ事務事業等も精査しながらしておりますけれども、どうしてもそういうふうにふえている事務事業もあります。先ほど言いましたように、スクラップ・アンド・ビルドでもしておりますけれども、見直しを図りながら、それとそういうふうに派遣職員等も、今までについては介護保険事業所と後期高齢者の事業所に派遣しておりましたけれども、今年度からは、先

ほど言いましたように佐賀県の徴税等の滞納整理機構に1名、それと、23年度からについてはごみ処理組合にまた1名ということで、4名の職員が派遣すると。実質的にはその人数よりまた減るとい状況になりますので、今後については、先ほど述べたとおり、このような人員でいきたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

関連になるかもしれませんが、人材育成の中で、この表の中にも――表じゃないですけど、各種委員会等における女性委員の割合というところがありますけど、今庁舎の中で考えられるのは、どうですかね、女性の雇用は何%あたり、何%になっているのか、ちょっと質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

今職員の女性の割合については、ちょっと数値的には持っておりません。

○7番（見陣泰幸君）

女性はわからないということですけど、それはそれでいいですけど、今身障者の方ですかね、そういう雇用も叫ばれている中で、今太良町の行政として、何人ぐらい雇用されていますか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

法定雇用率というのが事業所にありますので、それは数値はクリアしております。今2名の方がいらっしゃいます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

そこら辺で、一般の人も一緒ですけど、人材育成というのを基本的にどういう組織をつかって、どういう形で人材を育成していくのかというところが、何というんですかね、会社に派遣で出すとか、そこら辺の考え方をどういう方向を考えておられるのか。出先というんですか、そこら辺はどうお考えですか。

○総務課長（岡 靖則君）

まず、人材育成の考え方なんですけれども、私たちが考えているのは住民の視点、それと行政職員自分自身の視点、それと任命権者からの視点ということで、望まれる職員像を描き出して、それに向かってやっぱり努力をしないではいけないということで、これについても、住民の方から職員像が求めるアンケートもとりましてし、それと職員からもとりまして、それと町長からも求められる職員像というのを求めながら、私たちもそれに向かって進めたいということで、職員像としては、全体の奉仕者としては自覚と誇りを持って、誠実かつ丁寧に町民に対応する職員、向上心を失わず、みずからを高める努力を惜しまない職員、それと

培った知識や経験が同僚や後輩に指導できる職員と、そういうふうなのを職員像として求めながら、職員の育成に、人材育成には努めたいと思っております。

○7番（見陣恭幸君）

先ほども言いましたけど、職員の皆さんは、庁舎の中では100%に近い仕事をされていると思うんですよ。それは認めるんですよ。しかし、先ほども言ったように、町民の方の考え方と、これはやっぱり行政マンとしての考え方は物すごく違うんじゃないかと思うんですよ。そこら辺を町民からアンケートをとられたということですけど、町民からアンケートをとって、それを見て、まとめて、自分たちとどういう観点、考え方が違うか、そこら辺を少しはわかれたんじゃないかと思うんですけど、そこら辺についてどうですかね。基本的にどういところが違うという、わかったことがあれば質問します。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

町民の方からアンケートをいただいた結果では、地方自治のプロフェッショナルということで、それは当然なんですけれども、その前に、人間として温かみや懐の深さを求められていたというのが状況であります。私たちはまず町民の方に、一番最初には笑顔とかあいさつとか、そういうところを心がけながら、まず一番最初が大事ですので、そういうのを基本的に考えながらしていきたいというふうに考えております。

○7番（見陣恭幸君）

今後、よろしく申し上げます。

次の質問に入りたいと思います。

2番目の質問で、町営住宅の管理運営と防犯体制を質問します。

1番目に、町営住宅の管理運営はどこが管理して、運営はどのようにしているのか。2番目、町営住宅の防犯体制の整備状況について質問します。

○町長（岩島正昭君）

2点目の町営住宅の管理運営と防犯体制についてお答えをいたします。

1番目の管理運営についてでございますが、現在6団地、82戸の町営住宅があり、建設課で管理を行っております。

運営につきましては、町営住宅の維持管理に要する経費として、各団地の外灯の電気料及び浄化槽の清掃、点検費などで約3,800千円、その他に水道メーターの取りかえ、浄化槽等、施設の修繕も必要であり、年間6,000千円の支出となっております。

2番目の防犯体制の整備状況につきましては、各団地において入居されている方で防犯に気をつけてもらっているところではありますが、何かあった場合には班長さんを通じて建設課に連絡をしてもらうようになっているところでございます。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

町営住宅の管理、1つ目の質問からします。

町営住宅の管理運営は、太良町建設課でやっていると答弁をもらいましたが、団地のかぎなんかは一括して町が持っているのか、まずそこら辺を質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

入居されている方の玄関のかぎのことだと思いますけど、一応入居されている方には2本かぎを渡しております、1本、それと各団地のマスターキーを建設課のほうで管理しております。

以上です。

○7番（見陣恭幸君）

2番目の防犯体制に移りますけど、今かぎを質問しましたが、かぎが今ニュースか何かで流れております。都会だけじゃないと思うんですけど、盗聴されたりとか、かぎをあけられて、そのまま部屋に入られて、何かをされたとか、いろんなニュースがありますけど、太良町ではそこら辺の苦情か何か、住宅は太良では公営しかありませんけど、苦情か何かありましたら、もしあればですね、質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えをいたします。

私が知っている範囲では、そういう苦情はあっておりません。

○7番（見陣恭幸君）

苦情がなかった、まだ苦情はないということですけど、福岡あたりも佐賀あたりもちょこちょこ聞くわけなんですよ。私の娘も3月まで福岡のアパートにおったもんで。それで、やっぱりかぎ、玄関のかぎですね。これは今のままでいいのか。これもテレビとかニュースなんかで聞いただけなんですけど、プロによっては玄関のかぎであっても一、二分でいいですよとか、そういうことを聞くわけですよ。太良町の場合、住宅の場合は、玄関のかぎがどこら辺まで進んでいるのか、まずそこら辺を質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

確かに数年前からピッキングとかいう問題が発生しておりますけど、今の町営住宅は、大体二十四、五年から約30年近くたっておりますので、そういった防犯性能については確かに低いものだと思っております。

現在、ピッキングとかにつきましては、1分かからずあけられるというようなものにつきましては、5分以上かかるとか、10分以上かかるとか、そういった防犯性能の高いかぎがつくられておりますけど、今の町営住宅では、そういった性能については低いものと思ってお

ります。

○7番（見陣泰幸君）

それじゃ都会も田舎も今は一緒だと。時代は流れていくんだと思っているんですよ。ですから、個人のアパートなんかは、個人経営のアパートなんかは入るとき、アパートを借りて入るときですね、かぎをかえてくれると。今はそういったところがほとんどだと思うんですけど、太良町の場合はそこら辺はどう対応しているのか、質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

シンダー錠の取りかえについては、一般的には入居者負担ということで公営住宅はなっております。太良町におきましても、老朽化による取りかえ等につきましては町のほうで行いますけど、それ以外につきましては、個人さんから入居者の方からちょっとかぎを取りかえたいというような申し出があった場合には承諾をするようにして、入居者の方の負担で取りかえは行ってもらっております。

○7番（見陣泰幸君）

今答弁いただきましたけど、基本的に住宅なんかは、若い人もおれば子供もおると。それで、今は共働きもふえている、かぎっ子、昔風に言えばかぎっ子ですね、そこら辺で小さい子供だけいるというときもあると思うんですよ。ですから、行政側としても、入居者がかわれればかぎを基本的にかえてやると。例えば、今現在かぎをかえないでおれば、もとおった人が返さんでなくしたと——悪意じゃなくてですよ、たまたま持ったとなれば、そこら辺もちょっと考えもんかなと。基本的には入居者がかわれればかえてやるというこれからの考え方ですよ、そこら辺は持つておられないのか。改革、検討していられないのか、そこら辺を質問します。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今のところ、一般的な管理の方法というふうには考えておりますので、入居者の方の負担によって、希望される方については町のほうで業者のほうに発注して、その実費を徴収して取りかえを行っていきたいと考えております。

入居されるときに、すべての方に実費をいただいてというのも、入居されるときには敷金とか家具をそろえたりとか、お金が大分かかりますので、そこまで皆さんが負担されるかというのわかりませんので、今のところ希望される方については、取りかえについて入居者の方の負担で行いたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

その問題は、やっぱり簡単に考えられる問題じゃないとは思いますが、できれば家賃、かぎ自体がそんなに高いのかということですよ。言うなれば、家賃を少しぐらい上げてで

もできないものか。やっぱり何かが起こってからでは遅いと思うんですよ。やっぱりこういうことは起こる前にやっていただけないかと思うんですけど、そこら辺はどうですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

シリンダー錠の交換は、金額的にはシリンダー錠はピンからキリまで、それもありますけど、防犯性能によって、大体15千円から20千円程度、1個交換するのには必要かなど。性能の高いものにつきましては、もっと何万円もするかぎがあると思いますけど、大体15千円から20千円程度だというふうにちょっと聞いております。

それで、現在そういった苦情とか、そういったことも直接私も聞いておりませんが、今住宅使用料につきまして、大体維持管理に要する経費に充てなければならないと。それと、余裕があれば地方債の償還に充てると。さらに余裕がある場合は、一般的な財源として支出できますので、そういった使用料が平成20年度からは余裕が出てきましたので、今後、経費的にそういうのを検討して、取りかえができれば町のほうでは交換していきたいとは考えておりますけど、現在のところ、今のところはまだ入居者負担によってちょっとお願いしたいと考えております。

○7番（見陣泰幸君）

人によってはいろいろあると思うんですよ。うちはそがん経費がかかるならかえんでよかという人も多分いるとは思いますが。しかし、これは行政主導で、もし何かあってからでは遅いと思うんですよ。やっぱりそこら辺も行政ならではできることもあると。先ほども言いましたけど、費用対効果だけを考えてやるのじゃなくて、防犯ということは負担をかけてでも、自分たちが負担かかってでも、できればやっていただきたいなど。そこら辺は町長どうですかね。

○町長（岩島正昭君）

シリンダーかぎの交換ということでございますけれども、町営住宅の家賃は、これは法的に決まっておりますから、かぎの分も家賃で取るということではできません。これは、あとは町の維持管理の中で、維持費の中で当然かえていかにかんということになりますから、まずは最悪の事態を考慮して、若い寡婦のお母さんたちも何人か入居なさっておりますから、そこら付近から優先的に対策を講じたいというふうに思います。

○7番（見陣泰幸君）

それでは、一日も早く対応をよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

3番通告者末次君、質問を許可します。

○9番（末次利男君）

議長の許可を得ましたので、畜産行政について質問をいたします。

アメリカ発経済不況から畜産物の販売不振と飼料高騰で農家の体力が弱っているところに、突然の口蹄疫が宮崎県で発生いたしました。今なお宮崎県では拡大している家畜伝染病口蹄疫は4月20日に発生が確認され、家畜事業団の種牛にまで及ぶ過去最大規模の被害となっております。

地域産業の危機とも言われる今回の口蹄疫は、本町にとっても対岸の火事として傍観は許されません。いつ飛び火するかわからないことから、一刻も早く対策を実行することが感染を食い止める唯一の策と言われております。

いずれにせよ、世界じゅうの畜産農家が最も恐れている家畜法定伝染病であることから、この期をとらえて、本町の成長産業であります畜産行政について、4項目について質問をいたします。

1点目、口蹄疫の拡大をとめることのできない状況であるとして、宮崎県に非常事態宣言が発令されましたが、実態はどうか。

2点目、宮崎県から優良牛導入がされている本町への影響と緊急対策について。

3点目、4月14日、和牛改良組合総会で決議をされたキャトル・ブリーディング・ステーション施設代替策はどのように具体化されているか。

4点目、家畜の防疫対策と健康被害について。

以上、4項目について質問をいたします。

○町長（岩島正昭君）

末次議員の畜産行政についての1点目、口蹄疫の拡大をとめることのできない状況であるとして、宮崎県に非常事態宣言が発令されたが、実態はどうかとの質問についてお答えをいたします。

4月20日に宮崎県都農町の和牛が口蹄疫に感染した疑いがあるとの農林水産省と宮崎県の発表以来、5月末現在までに247例目の疑似患畜が確認され、合計頭数は2市5町で16万4,057頭に達しております。宮崎県では、口蹄疫の封じ込めに懸命に当たっていますが、関係者の疲労はピークに達していると話を伺っております。

5月18日には口蹄疫の感染拡大をとめることはできないとして、宮崎県は非常事態を宣言いたしました。国においても口蹄疫への緊急対策を講じる口蹄疫対策特別措置法を5月28日に成立させ、予防的な殺処分を強制的に行えるようにするほか、家畜の埋却用地を農家でなく、国の責任で確保することなどを柱とした対策が講じられております。

2点目の宮崎県から優良牛導入がなされているが、本町への影響と緊急対策についてであります。町の導入牛としましては、平成19年度から宮崎県からの導入はいたしておりません。また、町内の畜産農家におきましては、平成21年末まで導入されていましたが、その後は宮崎県からの牛の導入はなされております。

しかし、佐賀県内では、ことしまで宮崎県から牛を導入しており、宮崎県での口蹄疫感染

報道を受けて、佐賀県が4月21日に宮崎県から1カ月以内に県内へ入荷された牛184頭を検査した結果、異常がなかったということでございます。

口蹄疫発生に伴う町内への影響でございますが、子牛や子豚の競り市の閉鎖に伴い、畜産農家は無収入状態であることから、生まれてくる子牛のための牛舎が不足すること、畜舎の消毒や衛生管理等の防疫対策の増大などについて、農家からの窮状が寄せられております。

これを受けまして、町では防疫対策の徹底はもとより、経営支援策についても関係者やJAと協議を重ねながら取り組んでいるところでございます。

次に、3点目の和牛改良組合総会で決議されたキャトル・ブリーディング施設代替策はどのように具体化されているかについてであります。4月27日に和牛改良組合から7項目にわたる要望書が町へ提出されました。

要望書の具体的、詳細な内容についてはその場で聞き取りを行い、整理した上で、5月14日に県の生産振興部に出向き、県のJR振興策や国、県の補助制度にのせられるものなどについて相談をいたしております。また、その足でJA佐賀みどり統括支所によりまして、要望事項の7項目につきまして、JAさが農業協同組合で対応できる項目についてお尋ねをいたしましたところ、後日、JAさがから町へ説明に見えられ、要望書の中の町単独の繁殖素牛資金の無利子での7年貸し付けの創設と運転資金の貸し付け2項目については、JAさがでも対応できる対策として回答をいただいております。

内容につきましては、資金使途が、1つ、農業経営費、2つ目、収入減補てん費、3つ目償還金等となっており、貸し付け限度が畜産は3,000千円でアグリマイティ資金の10年物を金利設定基準とした制度となっております。これにつきましては、今後、利子補給割合等も含めて、詰めの協議が必要であると考えております。

また、県に相談いたしました要望事業について、より具体的、詳細な事業の説明を求められておりますので、関係機関との打ち合わせ、協議も含めて具体的に目指したいと考えております。

最後に、4点目の家畜の防疫対策と健康被害についてであります。宮崎県での口蹄疫の疑似患畜の確認報道から2日後の4月22日に、町では現時点で考えられるすべての予防策を実施し、自己防衛に万全を期すよう畜産農家に伝達し、有効な情報は和牛改良組合青年部長からメールで配信するよう要請をいたしております。

4月26日には太良町口蹄疫対策本部と同対策連絡室を設置し、人が集まる町内各施設などへの消毒マットの設置、全畜産農家への消毒踏み込み槽、消毒薬の配布を行っております。

今後も口蹄疫の侵入防止に万全を尽くすことはもちろんのこと、畜産農家の経営資金の支援策についても速やかに対応していきたいと考えております。

なお、健康被害につきましては、国からの説明では口蹄疫の人への感染はないということでございます。

以上でございます。

○9番（末次利男君）

順を追って再質問をしたいと思います。

1点目からですけれども、宮崎県の都農町から発生いたしまして、川南町を中心として、2市4町、2市5町に最終的には18万頭の殺処分をされるだろうということですが、本当に長年かかって築き上げた畜産王国が一瞬にして壊滅するという、全く恐ろしい病気でございます。20日に非常事態宣言、これは宮崎県の東国原知事により宣言をされたわけですが、この文書をちょっと読ませていただきます。

「宮崎県内における「口蹄疫」発生に対し、これまで国、県、市町村、農業団体等が一丸となり、懸命の防疫措置を講じてきたが、いまだ、その拡大を止めることができない状況にある。

このままでは、本県畜産が壊滅することはもちろん、隣県、九州、さらには全国にも感染が拡大する可能性を否定できない事態となっている。

このため、ここに非常事態宣言を発し、県内のあらゆる機関、団体、個人が一丸となって感染拡大を阻止し、口蹄疫を早期に撲滅するため、下記の対策を可及的速やかに実施することとする。

なお、今回の措置は、口蹄疫は人に発症することはないものの、人を介して偶蹄類に伝播することがあり得ることを前提にしたものであることを理解いただきたい。

本措置は、県民生活に多大な影響を及ぼすものであるため、県民すべての皆様に、この事態の深刻さを受け止めていただき、十分な御理解と御協力をいただくことを切にお願いする。」

ということが宣言文の全容でございますが、いずれにしても、この口蹄疫、まずはウイルスの特徴といいますか、ここで議論しても意味のないことでもありますけれども、ひとつまず御理解をいただくということで、ウイルスの特徴についてどのように担当としては理解をされているのか、お尋ねをいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

口蹄疫につきましては、家畜の法定伝染病の指定を受けております。口蹄疫がうつる家畜といたしましては、いわゆる偶蹄類ということで、ひづめが2つに分かれている牛、豚、ヤギ、羊というようなことで、この口蹄疫は物すごく感染力が強いというような認識をいたしております。そういうことで、口蹄疫の蔓延については防疫体制をしっかりとって取り組んでいくと、そのような対応をしてきましたし、今後とも続けていこうかと考えております。

○9番（末次利男君）

今の答弁の中にもありましたとおり、このウイルスの特徴としては非常に感染力が強いと。

確認から3日ぐらいで対応しないと感染を防げないものと言われております。

今回、口蹄疫の種類にしても7種類ぐらいありまして、今回はO型ということでありまして、O型からC型ですね、それから、A型がまれに出るといいうぐらいだそうです。特にこの口蹄疫の感染力ということになりますと、豚に感染すると非常に豚の感染力は強いと言われております。1日で口蹄疫ウイルスの粒子を1頭から4億個の粒子を排出するというので、10個で牛に感染する力を持っているということがございますので、1頭出たら4,000頭の牛に感染する可能性を秘めているというような、非常に豚から発したウイルスは強いと言われております。

そういったことで、非常に恐れられている病気でございますが、ついては、今回、本当に私たちは一般的にワクチンを打てばとめられるんじゃないかという素朴な疑問がわいてくるわけですが、これがワクチンをして殺処分するという報道もなされておりますけれども、一般的には非常にわかりづらいところもありますが、この辺がワクチンの効果と問題点ということで、この辺をどのような解釈をされておられるか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まずワクチンを打つことによって、感染国の指定というふうなことで指定を日本国が受けるそうです。ワクチンですので、口蹄疫の成分といいますか、そういうところがありますので、口蹄疫にかかっていない牛に打ちますと、それが口蹄疫の保菌者というようなことで、その牛とか豚から子供が生まれますとまた保菌をしていくというようなことで、ワクチンを投与した家畜については全頭殺処分をせざるを得ないというようなことを説明を受けております。

以上です。

○9番（末次利男君）

言われるように、非常に人との違いといいますか、やっぱりワクチン、これは法定伝染病でございますので、O型のワクチンを35万頭分備蓄されていると言われておりますけれども、なかなか移動制限区域、10キロ圏内の処分をする時間をずらすというために打っているという現状であると思っておりますが、いずれにしても、この対策が一刻も早く対策をしなきゃならない。その点については、本当に太良町の農林水産課、これは新宮課長も異動早々、本当に大変な目に遭っておられるということですが、私も細々と畜産農家をやっておりますが、4月29日に踏み込み槽のクレンテ、この消毒液ですね、それと消石灰、これの配布がありました。これは本当にいち早く行動していただいたということで、これは高い評価をしなければならぬと思っております。そういった意味では、本当に大変な状況の中で、非常に役場庁舎、あるいはそういった人の集まる所にもいち早く踏み込み槽、あるいは消石灰の散布あたりもされておったし、これはこれでいいという対策はないわけですので、その対策を

するしかないわけですね。防ぐしかないわけですので、やっぱりその点については、今後とも終息宣言があるまで気を抜かずに頑張っていたきたいということをお願いしたいと思います。

それから、2点目に入りますけれども、これは先ほど町長の答弁の中でもありましたけれども、宮崎県からは最近導入の例がないということで、ひとまず安心はしますけれども、かつて伝説の銘牛と言われました安平、この子牛が相当入っております。それと、エース級の種牛忠富士が処分されましたけれども、忠富士じゃなくて、福之国ですかね、これも導入されていると思います。そういうことで、非常に宮崎県は先進地でございますので、かなり太良町も導入先としてやってきたわけですが、この影響というのは、直接今回は幸いにして導入は最近しとらんということで、直接の影響はないかもしれませんが、間接的に非常に影響があるんじゃないかということ懸念します。

まずは、要するに報道にもありましたように、松阪牛の4割は宮崎からというように、血統のいい牛がそろっているわけですので、そういうことが宮崎県から対応ができなければ、どこかよそにするしかない。もちろん、太良町は今鹿児島牛を導入しておりますが、当然鹿児島も今度は逼迫してくるだろうと。一番問題にするのは、経営を大きく左右する精液の確保、こういったものが非常に懸念されるわけですので、当然精液をとりに行くにも、恐らく行かない状況がしばらく続くだろうと思うんですね。いつまで続くかわからないですけども、太良町も町と改良組合と、もともとはJAも出資して精液のストックをやっておったわけですが、その実態はどのようになっていますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員先ほど言われたとおり、精液をストックいたしております。これは5月末現在だと思っておりますが、合計で582本ですね。金額で約4,400千円程度のストックがございます。

○9番（末次利男君）

このストック事業というのは、将来、この牛は世に出るだろうということはある意味想定してストックをするわけですので、確実に100%需要に結びつくかということ必ずしもそうではないということ、これはやむを得ない部分ですよ。

そういったことで、恐らく長年眠っている精液があるんじゃないかと。ここは早く整理をして、換金をして、そして、新たな精液を、いち早く優良精液を確保するということが太良町の繁殖農家の経営安定につながる第一歩だと思っておりますよ。そういうことで、その使われていない精液の数というのはわかりますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ずっと眠って、導入はしたが、払い出しが全然ないと、動いていない精液については、先

ほど申しました582本のうち、大体460本程度です。額にいたしまして、3,300千円程度が現在なかなかはけていないという状況でございます。（53ページで訂正）

以上です。

○9番（末次利男君）

相当眠ったとが多かですね。これはもう最悪のやり方ですよ。やっぱりここまで放置してはいけません。そのときそのときをちゃんとしてどうするのか。ちゃんと処分をして、その費用をどこにどう肩がわりするのか。まず金になさんとこれは全く運用はきかないわけですので、このまましていたら、今恐らく家畜事業団の精液に恐らく今度ならざるを得んと思うんですよね。とか、県の事業団の対応しかないと思うんですけれども、恐らく鹿児島には行けないという気がするわけですので、やっぱりそういったものを早く整理をして、じゃあ次どうするのかという手を打つということが農家の経営安定につながっていくということです。これは早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、できれば460本（53ページで訂正）の眠った精液がどういう種なのか、わかれば後だって結構ですので、教えていただきたいと思います。

それと、続きまして、その影響と緊急対策ということで、もちろん、今口蹄疫の発生から市場が閉鎖されております。これは今そういった畜産情報がナンバー3まで出ておると思いますが、これはもう子豚が5月6日に中止されております。それで、5月16日、26日予定の市場が延期をされております。子牛についても5月28日、29日が延期されて、6月も延期をされております。スモール牛についても同様、成牛についても同様、肉牛についても同様、やっぱり市場が閉鎖されているということで、非常に先ほど答弁にもありましたように、経営支援対策というのが可及的な対策になってくると思うんですけれども、JA側としては市場が延期され、そして、いつ開設されるかわからないという状況の中で、特に子牛については、商品価値がどんどん下がっていくわけですよ。飼料代はかさんでいくけれども、商品価値が下がるという相反する中で、経営を圧迫するということになって、当面出荷予定の子牛1頭当たり200千円、無利子で仮払いをするという対策が打たれております。

それと、今この問題については、本当に農協の理事さんたちも一生懸命動いていただいて対策を検討されておりますけれども、どうしても保証人ということで、それがネックになって、どうしても思うようにいかないということで、今何とか母牛の自己牛、預託牛じゃなくて、自分の牛を対象にして、それを担保にして何かお金を出せないかということで、今研究、検討をされておりますけれども、JAの本部で今検討中ということで、まだ決定は見ておられないという状況だと思います。

そのような中で、本当に厳しい農家の窮状の中で、やはりある意味、ピンチはチャンスという言葉もありますとおりに、非常にいい牛が、私も今度競り市の名簿を見ておりますけれども、安糸福とか、安福久とか百合茂とか、本当に鹿児島で購入すれば700千円クラスの牛

がいっぱいおるんですよ。そういったものをどうしても自家保留して、規模拡大とか、母牛の更新に努めたいという前向きな考えの人もおられるし、それと新たに太良牛ブランドをつくるんだということで、肥育の素牛として残したいという前向きにとらえた方々も結構おられるわけですが、どうしても資金の融通がなくては経済が回っていかない、今ストップしておるわけですので、経済が回らないことにはなかなか難しい。

そこで、何とかして行政もできないかというお願いですけれども、佐賀県は残念ながらこの点については非常に鈍いと、対応が鈍いと。鹿児島、長崎、大分、もちろん宮崎はそうですけれども、熊本あたりは県が80億円当初計画して、10億円プラスして、このピンチをチャンスに生かそうということでやっておるわけですが、佐賀県にはまだ私もゆうべ坂口県議にも連絡をとりましたけれども、まだ具体的な対応は出ていないということで、非常に残念な思いをしておりますけれども、殊のほか畜産には熱心な知事であるという印象を与えながら、現実なかなか対策に積極的じゃなかということがうかがえるわけですが、ここは町も農協、JAももちろん支援をして、最終的にしていただこうと思っておりますけれども、一説によれば、今月の16日に県内農家を対象とした市場が開設されるんじゃないかと。そういうことになれば、なかなか購買者は少ない、二束三文ではないのかという話も出ておりますし、せっかく手塩にかけた商品が、みすみす安く売らなきゃならないという現状に直面しておるわけですので、ここは一刻も早い対策が必要と思っておりますけれども、何らかの対策を、特に今回、緊急対策としてお願いはできないのかということで、今回、これが中心で質問に立ったわけですので、大体方向的にはどのような考え方を持っておられるか、感触でも聞かせていただければ、畜産農家も少しでも安心するんじゃないかなという感じがしますので、その辺のようなお考えを持っておられるか、お願いしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

この答弁をさせてから昼食にしたいと思いますので。まず執行部の答弁を。

○町長（岩島正昭君）

今の末次議員の御質問でございますけれども、今お話がありましたとおりに、県の対応も待っております。JAの結果も待っております。ただ、これは結論がはっきり出ないということで、もうそれはそれとして、うち独自で対策を練ろうということで、きょうかに煮詰まります。で、ある程度畜産農家の皆さんたちの要望に約100%近い考えを持って今煮詰めて、今回も本当は補正で出したかったんですけれども、なかなか間に合わなくて、今度議会中にそこら付近の皆さん方に案を御提案したいということで、これならばという納得のいく内容を今煮詰めておりますから、しばらくお待ちください。

○議長（坂口久信君）

質問の途中ですけれども、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後0時11分 休憩

午後 1 時 13 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

先ほど末次議員への答弁の中で、牛の精液が全然出ていない本数と金額がちょっと間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。本数が347本の2,137,825円でございます。どうも申しわけございませんでした。

○9番（末次利男君）

午前中に引き続き、畜産行政について質問をいたします。

2点目の質問の中で、緊急対策という部分で質問をいたしましたけれども、緊急性というのを考慮して即対応するという答弁で、ひとまず安心をしております。

では次に、3点目に移りたいと思っておりますが、まず質問に入る前に、きょうの新聞を見ましたところ、子牛繁殖牛の共同育成施設、いわゆるCBS施設を見送るという見出しで記事が載っております。

今回、先ほど質問をいたしましたけれども、キャトル・ブリーディング・ステーション施設の代替策としてという、私が通告をしたわけですが、当然その共通の認識をしていくということが大事だと思いますので、町側としてもこのとおり施設建設については見送ると、そして、和牛組合の組合員の皆さんもそれに納得をさせていただいておることが前提として、私は通告をしたわけですが、その確認をさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

直営によるブリーディングは断念しますと皆さんたちの全協で報告する前に、和牛組合の役員さん等々に、町の応接室で私の考え等々、断念する意向をお伝えして、その後に、振興策等々で対処をしたいということで、ソフト、ハード両面でいいですから、そこら付近を振興策という形で、別途の形で御提案を願いたいということで、1人の意見でも吸い上げて、箇条書き等々で提出してくださいということで提出されたのがこの7項目でございます、そこら付近は御了解いただいたものと思っております。

以上です。

○9番（末次利男君）

この問題については、多分4年目になると思っておりますけど、JR振興策に基づいた各分野の振興策というのが、18年7月ごろに最終的に26項目の中で積み上がった項目であろうと思っておりますけれども、そこでいろんな議論、また研究、検討を重ねながら4年目を迎えているところでございますが、今言われたように、何も考えずというか、要するに先ほどの質問の中で

もありましたように、行財政改革推進の真ただ中で、全く無条件で財政出動をするということが前提であれば、やはりこれは農家としても助かるし、いろんな意味で振興策につながると思うんですよ。しかしながら、生き物を素人が買うということがどういうことを考えていけば、先ほど答弁の中にもありましたように、ハード事業からソフト事業に見直すということも、やっぱりこれは大きな決断でもあり、私は順当といいますか、賢明な決断であったと評価をいたします。

そういった意味で、今回そういうことを受けて和牛組合が、4月14日にあったわけですが、5号議案でそれにかわる代替案を要望しようということで議決をなされましたが、その中身についてちょっと読み上げてみたいと思います。

1つ、経済不況、飼料高騰による子牛価格の低迷で増頭、更新ができていない。このため、町単独の繁殖素牛導入資金の無利子での貸付創設——これは7年貸し付けということです。

1つ、太良産素牛を購入した場合のみ適用する肥育素牛貸付制度の創設。1つ、牛舎の新築及び増築の補助体制。1つ、牛舎に関するパドックや堆肥盤の原材料支給、町単独の補助。

1つ、農機具の大型化による負担軽減のための補助つきリース事業の創設。1つ、運転資金の貸し付け、低利無担保、無利子。1つ、超優良牛を導入した場合、1頭当たり100千円の補助という7項目が要望として上がっております。

もちろん町は財政状況を見ながら最大限の努力はされると思いますけれども、できる部分、できない部分、これはもう当然あろうかと思えます。今回は和牛の一つの危機にも直面しておることだし、できる範囲の最大限の決断をしていただいて、何とかこういう要望の一つでもこたえるような協議がなされていると思いますけれども、そこで、この要望書を受けて、どのように具体的な検討をなされているのかというのがこの質問の要旨でございますので、経過をお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

ただいまお話がありましたとおり、4月24日付で町と議会のほうに要望書の提出がなされたところでございます。それを受けまして、その前段で、7項目の要望書の具体的かつ詳細な内容等について、畜産農家の皆様に集まってお話を聞いて、詳細、具体的な内容について聞き取りを行っております。

それを受けまして、県のほうに出向いていきまして、こういう7項目の要望書が太良町の和牛改良組合のほうからあっておりますというようなことで、ついては、その7項目について、国や県の既存の補助事業、あるいは新規事業の創設をしてのせられるものがあるか、あるいはJR振興策で差しかえてできるものであろうかどうかというようなことで県のほうに相談に参っております。

県のほうといたしましては、さらに細かくより具体的に詳細を煮詰めてから再度御相談に

乗りましょうというようなお話でございました。それで、その足で、帰りに町長、副町長を含めて佐賀みどりの統括支所のほうに寄りまして、統括支所のほうでこういう7項目の要望が町に上がってきていると。ついては、JAのほうでも何らかの対応というか、JAでできる場所があれば、こういうことができますというようなことで、ぜひ回答をお願いしますというお話をしてまいってきたところでございます。

それを受けて、JAのほうから町にお見えになられまして、7項目の中の1項目めと6項目め、運転資金の貸し付けや貸付制度の創設ですね、7年貸し付けというようなことで、それについてはJAさんの制度、アグリマイティー資金というのがあるそうなんです、それを活用すればのせられるというような御説明があっております。ただし、利率等、末端金利を幾らにするとか、保証人の問題ですとか、あるいは自己保有の牛を担保にできないかとかいう御相談がありましたので、その件についてもお話をしております。その辺については5月27日に理事会があっておりますが、その結果についてはまだ正式な答えと申しますか、その辺がまだ参っておりません。まだJAのほうでは最終結論が出ていないというような状況らしいです。

以上です。

○9番（末次利男君）

これは私の聞き間違いか知らんですけど、今の答弁の中の後段については口蹄疫の緊急対策じゃないですか、キャトル・ブリーディングの代替としての答弁ですか。確認。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

キャトル・ブリーディング・ステーションにかわるソフトなりハードの事業の7項目の中の2項目については、融資制度ですか、そういうのがございました。別段、口蹄疫の緊急対策についても、そういう融資制度、どちらのほうもそういう融資制度の創設というような御要望がっております。

以上です。

○9番（末次利男君）

このキャトル・ブリーディング施設の収支の予算見積書というのが私たちに渡されたわけですけれども、私なりにこれを精査して計算をしてみますと、この計画の中でも104,978千円の町単独の繰り出しですよ。それで、3年目の収入が72,361千円あるということが前提として、これは成り立っております。全くこれは不確定要素が入るとるわけですので、これはもうあくまでも予算見積書だということで私は見ておりますけれども、これを建設するに当たっては大きなリスクを背負いながら、当然、億単位の財政出動を町単独でやらなきゃいけないという非常に厳しい状況のなり方。

しかし、本来の行政の支援のあり方というのを基本的に考えてみますと、やっぱりこうい

うときだからこそ、平時じゃなくて緊急時、非常事態時にいかに支援をしていくか、そういうことが行政が問われているというふうに思います。なかなか行政という制度は、私たちも中に入ってみますと、なかなかかゆいところに手が届かない制度、仕組み、手続、こういったものを踏まえて実施に移るわけですので、非常に時間がかかるわけですが、今は経済不況も100年に一度と言われる状況。

そして、口蹄疫も10年前に宮崎に発生して、10年目ですけれども、こういう国家の危機というか、イギリスでは国家の危機という位置づけをされておりますけれども、これはもう町の危機ですよ。この畜産というのは、太良町にとっても実質、成長産業の一つでありまして、今後当然伸びていただかなくてはならない産業の一つでもありますので、最大限の御支援をしていただきたいという意味から、緊急対策とこのキャトル・ブリーディングの代替として、今課長が言われたように、JRでも対応できますよ、あるいはJRの振興策がどこまでできるのか協議中だという話もされましたけれども、もう時間がないわけですよ、即決していただかなくてはならない。

先ほどの答弁の中でも、早急にその対応を検討するという話でしたけれども、その姿勢がまず問われると。一步間違えば、せっかくしていただいたとも半減するわけですよ、半減以下ですよ。それで、いかにスピードを上げて対応していただくのかということで、具体的なそこの工程表あたりがあれば教えていただきたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

その件につきましては、私のほうから御答弁させていただきます。

先ほど来、答弁を申し上げましたとおりに、今回の場合は前回のキャトル・ブリーディングの廃止による地元の要望、プラス口蹄疫をかみ合わせた振興策という形で、両方どちらでも使うというふうな予算の組み方をやっております。ある程度、るる煮詰めておるといっていたのが、もうほぼ98%ぐらい煮詰めておりますから、今回の補正予算で本来ならば皆さんたちに御提案するつもりでございましたけれども、どうしても数字的に間に合わんということで、この議会後に全協を開いていただいて専決処分をお願いをしたいと、皆さんたちに御報告してから。だから、即実行という形をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○9番（末次利男君）

今の答弁で、非常に緊急性を勘案されて、これは即対応していただくということでありますので、その中身に大いに期待をして、次に移りたいと思います。

4点目、家畜の防疫対策と健康被害についてということですが、今回、口蹄疫については人には感染をしないと、そういうことが言われておりますので、これはもう人には絶対安全だという認識でいいと思いますが、昨年からH1N1型、これは新型インフルエンザ

ですね、豚インフルエンザが変異したものであります。それで、一番恐れられているのは鳥インフルエンザ、H5N1型。これにかかると致死率が50%とも言われますので、相当の危機感を持って対応しなければならない問題でありまして、これこそ、いつどこで発生するかわからない、いつ起きてもおかしくないと言われております。

そういった中で、まず、畜産行政ということで通告をしておりますけれども、畜産と家畜はどぎゃん違うとかにやという話ですよ。家畜というのは家族同然で、これは対象が牛、馬、ヤギ、豚、羊、こんくらいぐらいたったと思いますけれども、やっぱり家で飼って、必要最小限のたんぱく資源とかなんとかで生活に役立つ動物が家畜だという概念だろうと思います。

家畜は、今、大型化になりまして、そういった家畜を大型化して生活に利用すると、経済に利用するという概念であると思いますけれども、本当にこういったものがいつ出てもおかしくないような状況の中で、今回の口蹄疫の教訓を生かして反省をするならば、やはり初動態勢のおくれが一番、問題解決に大きく左右するというので、同じく宮崎県の場合、川南町を中心とする1市5町と、50キロぐらい離れてえびの市が出たんですけども、えびの市はもう既に移動制限を解除されております。その対応というのは、ほとんどこれから検証されるであろうと思いますけれども、どこがどう違ったのか。やっぱりここらは今後大きく検証すべきであり、国、県というよりも地元がいち早く行動に移すという危機管理体制というのですか、そういったものがいま一度、見直されなければならないというのが恐らく今回の教訓だろうと思うんですよ。

そのような意味で、人体に及ぼすH5N1、恐らく今回、新型インフルエンザは大したことなかったねと、季節性のインフルエンザと変わらんやっただいえというような印象を持っておられるんじゃないかと。本来の新型というのはH5N1だという認識を今さらに強めていただくということで、その危機管理体制というのを十分また再検討していただかないと思います。

今回、宮崎で2001年やったですかね、口蹄疫に感染して、その学習マニュアルが活かされていないわけですよ。この口蹄疫の判断、4月9日の青木淳一獣医師が疑って保健衛生所に通報しとるんですよ。しかし、これを見逃したということが、ここまで拡大した大きな原因ですよ。

そういうこともありまして、今後、人と家畜のかかわりというのはいろんな関係で厳しくなるし、病気、ウイルス、細菌、こういったものも突然変異する。前はぎゃんやっただんといふことは通用しない状況になってくると思いますので、ぜひとも今後、特に太良町でいつ何どき、もう役場周辺に口蹄疫が1頭出たら全頭処分ですよ、もう壊滅ですよ。そういったことを肝に銘じていただいて、本当に長年かかって築いた畜産王国が一瞬にして壊滅するという厳しい病気でございますので、そういったことも改めて皆さん方に危機管理体制の重要性というのを御理解と、再確認をさせていただきまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（坂口久信君）

4番通告者牟田君、質問を許可します。

○5番（牟田則雄君）

議長の許可を得ましたので、平成22年度施政方針についてお尋ねをいたします。

基本的な施策として6つの指針を掲げられていますが、1番目の「賑わい・たら——活気ある産業のまち」についての具体的な施策について質問したいと思います。

これは6つの方針で掲げられておりますが、1つ目に「賑わい・たら——活気ある産業のまち」、2つ目に「安心・たら——健やかな福祉のまち」、3つ目に「潤い・たら——快適な生活環境のまち」、4つ目に「広がり・たら——活発な交流のまち」、5つ目に「きらめき・たら——学び楽しむ文化のまち」、6つ目に「創造・たら——共に創るまち」の6つの方針だと思います。これは昨年度に引き続いて、すべて6項目一緒だと思うんですが、これは第3次太良町総合計画の後期基本計画2007、2011と同一の内容ということで理解してよろしゅうございますか。

○町長（岩島正昭君）

牟田議員の質問、平成22年度施政方針について、基本的な施策として6つの指針を掲げられているが、1番目の「賑わい・たら——活気ある産業のまち」について具体的な施策について問うという質問にお答えいたします。

まず、私の答弁は通告にのっとって答弁をさせていただきます。

平成22年度の施政方針については、第3次太良町総合計画に基づく基本的な施策として6つの指針を掲げ、その第1の施策の柱として「賑わい・たら——活気ある産業のまち」を掲げ、その実現に向け各種事業を22年度予算に計上いたしております。

この指針を大きく分類いたしますと、生産の振興と商業・観光の振興に分けられます。

生産の振興につきましては、農林水産業の振興であります。具体的な施策としては、土地改良事業、中山間地域等直接支払事業、ブランド率向上推進事業、畜産振興対策事業、さかの強い園芸農業確立対策事業、森林整備担い手育成基金助成事業、町有林主伐事業、ガザミ畜養試験事業、沿岸漁業振興特別対策事業、太良町漁船漁業振興事業及び道越漁港広域漁港整備事業を計画し、着手いたしております。

商業・観光の振興につきましては、太良町納涼夏まつり補助、商工業振興補助、観光振興補助、サイン整備事業などの振興事業を計画し、着手をいたしております。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

それでは、それに基づいて質問したいんですが、これは6つの部門を全部質問するというと、とても時間的に無理でございますので、一番最初に掲げられています生産の振興、その中でも農林業、水産業、工業と3つに最終的には分かれておるんですが、まず、イの一番に

掲げられております農林業のほうから、ここを重点的に質問させていただきたいと思います。

この1項目めが、一番太良の産業を図るためには必要などころじゃないかと思うので、まず、この太良がにぎわったのか、にぎわっていないのかという目安としては、太良産業の総生産額を見るのが一番手っ取り早いんじゃないかと思うんですが、町長が町長になられてから、既にこの計画は多分できていたと思うんですよ。それで、17年度の分は町長が自分の責任でされたわけじゃないので、18年度の太良町の産業の総生産額と、ただいま21年度——22年度はまだわかりませんので、21年度の総生産額がどう変わったのか、お尋ねしたいと思います。——いや、それは後でも結構です。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今、18年度と19年度の総生産額という御質問でしたけれども、今ちょっと手元に資料がありますのが19年度の市町民経済計算による総生産額なんですけど、それでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

21,794,000千円が19年度、市町民経済計算による市町村総生産額でございます。

以上でございます。（「それが一番近い……」と呼ぶ者あり）はい。今の数字が一番最新の総生産額でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、1番にあります農林業のうちの農業部門の総生産額は幾らになっていますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

同じ19年度の市町民経済計算の先ほどの内訳でございますけれども、農業につきましては3,431,000千円でございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

それは産出の総生産額ですかね。いや、私の手元にある、これは17年度の分ですが、産出額の計は6,650,000千円となつとるわけですよ。それで、19年度、2年でそこまで落ち込んだのかというのがちょっと不思議——大体2割ぐらゐの落ち込みということは私も聞いて確認しているんですが、そこまで落ちているという、これはどうですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今御説明をしとる部分の計算基礎につきましては、市町民経済計算といたしまして、生産と所得のほうを国、県で計算をして、それを市町村に割り当てて計算しておるものですから、実際の農業生産額と数値は違ってまいります。あくまでも比較とか割合を出すための経済計算の計算書でございます、多分、今議員御質問の分については純粋な農業の生産額等の御

質問だと思いますので、その分については農林水産課長のほうから、そちらの数字を御説明ができると思います。

以上です。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

今現在、牟田議員お手元に持たれている資料というのが、いろんな統計資料がございますが、農林水産統計関係の資料ではないかと思えます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、その中で、総生産額の中で畜産が占める割合は何割ぐらいになっていますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

約半分程度だと認識をいたしております。

○議長（坂口久信君）

半分て幾らかい。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

約40億円でございます。

○5番（牟田則雄君）

私の手元によりますと、大体56%から60%近くが、畜産業が占めている割合だということになっているわけですよ。その中で、ブロイラーが18戸で26.2%、これは小数点は幾らか違うとは思いますが、豚の畜産家では12戸で22.9%ですね。ミカンが16.2%、それから肉用牛が6.9%ということになっているわけですよ。

それで、今先ほども口蹄疫のことで末次議員から詳しく質問があっていたんですが、そしたら口蹄疫の関係があるものとしたら、22.9%の豚と6.9%の牛が対象畜産になるわけですね。そしたら、先ほどはそれにかわるものということで末次議員から質問があっていたんですが、私はちょっと違う観点から質問したいと思うんです。

今回、宮崎に一点集中、鹿児島、宮崎あたりが牛の導入先の一点集中みたいな、全国的にそういう傾向があるようにテレビ、新聞等では伺っているんですが、その全国的に広がることを防止するためにも、その前に計画されつつキャトル・ブリーディング・ステーションあたりは、今回、宮崎牛はすべてストップということは、もう全部どこでも九州はストップということですので、佐賀県にも、県が予定されていたように上場地区か太良地区かに別々に生産拠点があれば、今回みたいに宮崎であつとっけん、もう太良はというて、それは心配はせにやいかんとは思いますが、こういうのもかなり払拭されるんじゃないかと思うんです。これを取りやめ、7つの項目と入れかえたという説明は先ほどされたんですが、この入れかえるに当たって、町が消極的であるために、そのかわりに畜産農家のほうからかわりの施策としてそれを出されたのか。それとも、畜産農家が積極的にそれをやめて、キャトル・ブリーディング・ステーションをやめて、そっちのほうにしてくれというあれがあったのか。

そのところの変更された経緯については、我々はちょっとまだ聞かされておられませんので、そのところは具体的には町は積極的にそれを進めたかったのに、畜産農家のほうから、いや、それはやめて、後で出す7つの項目のほうをやってくれという積極的な働きかけがあったのか、それとも、町自体が消極的なので、それなら、そのかわりにこの7つの項目でもしてもらおうわけにいかんでしょうかということが提案されたのか、そのところを確認したいと思います。

○町長（岩島正昭君）

これはもう牟田議員が改めて私に聞く必要はないと思います。消極的云々というよりも、まず私は皆さんたちと畜産農家にもお話ししましたとおりに、まず直営でそういうふうな生き物ができるかと——飼育をですね。それが1点と、もう1点は、唐津のほうでも直営でやっとなというお話を聞いたんですけれども、唐津と太良が拠点と。聞きましたところ、唐津のほうは受け皿はJAがやっているそうです。直営じゃないそうです。太良のほうも、JAさんに再三、堀会長さんたちも一緒、議会の副議長も動向していただいて、JAに再三直営で、建物をつくるから、受け皿としてJAでやってくれないかと要望したところが、JAさんもゴーサインが出らんやったわけですよ。だから、そこら付近等々を、畜産農家の皆さんたちの願いをして、畜産振興は打ち切りじゃないと、別の方法で皆さん何かないでしょうかということで、私のほうから提案をしたところでございます。畜産のほうからではございません。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、私が先ほど第3次の計画に基づくのかということを確認したのは、この第3次計画の中に、畜産の農林業の中で公営牧場等を設置するなどサポート施設の充実を図りということ、ここにはっきりとうたっているわけですよ。これを想定した太良町の公営牧場というのはどこにあるのか。そして、どういう形でこれを実行されようとしているのか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

議員、後だって答弁いいでしょうか。今ちょっと探しておりますから。済みません。

○5番（牟田則雄君）

もし必要なら、計画書はここにありますので、この1ページの中ほどにこれは書いてあるですよ、基本計画の中に。この7年から11年まで、来年度までんとたいね。

○議長（坂口久信君）

それじゃ、ちょっと調べますので、暫時そのまま休憩しましょうか。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（坂口久信君）

それでは、休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

太良町の総合計画の部分で、平成14年度から23年度までの計画でございますけれども、一応平成14年度から18年度までについては前期の基本計画ということで、今議員お尋ねの部分は後期の基本計画、19年度から23年度までの計画書の中の表現だと。2007から2011ですね、総合計画の後期の基本計画の中の文言の御質問だと思います。

この基本計画、平成19年12月に、この後期の基本計画を作成する段階では、先ほどから御説明がらあるキャトル・ステーションについては事業計画がございましたので、こういう文言をこの計画の中に取り入れたという経緯でございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これはあくまでキャトル・ブリーディング・ステーションを想定した文言ということで理解せにゃいかんわけですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

はい、議員御指摘のとおりでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、この取りやめに先ほど末次議員のほうからも大変な話が出たわけなんですけど、これを計画して、計画書を我々にもらった資料が、全く現実に基づかない資料であったというような発言をされたんですが、我々がもらう資料というのは、大体太良町からもらう資料というとは、全般的にそういう資料を我々はもらって、それを検討しているわけですか。どうですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおりに、この後期基本計画を策定したのが平成19年12月でございますので、その時点におきましては、まだ計画があったということで、それを掲載させていただいたということでございます。それを今回、変更を検討しているという、今現在の段階でございます。だから、この計画を策定する段階では、キャトル・ステーションの計画そのものがあったということでございます。

以上でございます。

○5番（牟田則雄君）

産業振興の意味から考えますと、このキャトル・ブリーディング・ステーションに1億円ちょっと、きょうの新聞を見ますと1億ちょっとぐらいの持ち出しがあるからと。それと、

畜産業を営んでおられる方が高齢者であり、それと、こういう突発的な口蹄疫あたりが出る、そういうリスクを考えたら、かわりのほうがいいだろうというごたるような新聞——これはあくまで新聞ですから。ところが、町長談話として載っているわけですよ。

今、何百頭か牛も飼われているんですが、飼っておられる数の中で65歳の高齢化というのは、多分7割以上の方が高齢化だと思うんですよ。ところが、飼われている畜産の数の割合は、65歳以下が飼われている頭数と65歳以上の方が飼われている頭数の割合はどうなっていますか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

若手と高齢者の方と一緒に飼われている畜産農家等もございまして、正確な数は把握いたしておりません。わかりません。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、私が聞いて確認したところでは、大体70%から80%近くが後継者がいる畜産農家で飼われているということらしいですよ。そしたら、先ほど私が農業部門の総生産額のところでも話したんですが、この上位からブロイラー、豚、ここら辺はもう生産額が高い順にか、そのところの順位はまだ調べておりませんが、ほとんど後継者がおられるわけですね、この中では。肉用牛も、そういうことでいけば、今私が聞いたところでは48戸の生産農家ということで聞いたんですが、この新聞には45戸と書いてある。そのところはちょっとまだ確認しとらんですが、そしたら、この人たちがやっぱり安心して、今後もう60%近くの収入を占めているこの畜産業をやっぱり振興していかんことには、太良町の1次産業の農業の振興は、ちょっと今のところあり得ないと考えるわけですよ。そいけん、もしこれ以外で太良町のにぎわいを何か取り戻そうとか、もっとこれ以上に発展させようということになれば、具体的に太良町をそしたらどの部門を伸ばして生産額を上げていこうと思われているのか、お尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

太良町でどの部門、大きく分けると1次産業につきましては農業と畜産と、うちですね。だから、どの部門と今の時点で、さあ農業はだめだから、農業はせんで重点的に畜産をやるとか、今の時点では両方、やっぱりお互いに後継者がおりますから、投資額のいろいろなケース・バイ・ケースで、幾らかの比率はあるでしょうけれども、私の考えとしては両方立てにやいかんというふうに思っております。

○5番（牟田則雄君）

これは農家自体の生活がかかった問題ですので、すべて町がどうこうとすべきものでもないだろうし、されるべきものでもないと思うわけですよ。

ところが、農業の後でまた林業に少し行きたいんですが、それと関連してですが、今のと

ころ、これに1億円か2億円かかったにしても、前に大橋興産より山林を購入したときは、町の持ち出しで3年計画であります。2億円の金を使ったと。そしたら、やっぱり、もうこれだけの生産額が上がっている畜産に対しても、1億円か2億円ぐらいの——ぐらいと言えば失礼になるかわかりませんが、それに比べたら、それだけかかっても、やっぱりこれは太良町の1次産業の発展のためには、少し勇気を持ってやるべきじゃなかったかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

議員おっしゃるとおりに、山林購入については2億円ぐらい投資をいたしておりますけれども、この畜産について1億円は余りに大きいんじゃないかという部分で取りやめたということでおっしゃっているようでございますけれども、この1億円について、私は金が大いからせんということじゃないんですよ。というのは、果たして町の施設として直営でつくった場合に、建物が何年持てるかと。維持管理していきゆっかという、そこんたいを一応考えたもんですから、これにはちょっともう別の方向で、お互いに年とって行って、先の相場と、石油価格も10年サイクルで高騰で、飼料等も上がる、さあこういうふうなBSEも5年間、何年サイクルでこういうふうな病気が発生するというふうな場合で、直営でまず飼育をしますと、今の時点では太良町いっぱいであちこち点在して飼育をなさっております。ただ、直営で190トンも幾らも一括で飼育をしますと、病原菌が発生すれば芋づる方式でいくおそれがあると。そこら付近を考慮しながら、金が1億円だから云々じゃなくして、もろもろの考えでそういうふうなことで畜産の皆さんたちには御理解を求めたということでございます。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

このたびのことをちょっと考えて私が思いますのは、例えば種牛ですね、種牛の育成などは、これはもう個人では絶対無理ですね。全体でそういう余裕のある方がひょっと太良町におられて、自分でつくるという方がおられたら別ですが、そういうものを、例えば宮崎、鹿児島に頼らんで、この計画の中にも、以前も言われたとおりに太良のブランド、林業に対してもブランドということ、どこに行っても、視察に行った先でも、大村でもそういうふうに牛のブランド化という話がなされましたが、もし利用できて、太良町独自の種牛とかつくるという考えがあるとするれば、やっぱりこういうこと以外には多分できないと思うわけですよ。長期的な展望に立って、本当に太良町を和牛の生産地として、太良町にブランド化を根づかせるといふことなら、ぜひ今回はこうあっても、やっぱり長期的には、それはもしでもなんでも、今はもう60%近くを畜産でやっているわけですから、そのためにも一応断念はされたということですが、また和牛組合の人とよく、これが新聞で見ますと94%が国、県の補助でできるということを書いてありますので、そこら辺も今後のためにはぜひ考えていただ

きたいなということです。

それで、この質問は、農業については終わりますが、次は林業についてであります。町有林が997ヘクタールと、それから、1,347ヘクタールの町有林となっておりますが、私有林の約2,000ヘクタールの有効活用はどのように考えておられるか。また、その前に、農業、漁業、林業という、この「業」というのはどういうものか、どう考えられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

ちょっと牟田議員、再度確認させてください。農業、林業、水産業の「業」とはということかということですかね。これはもう、「業」というのは、おのおのの専門分野で、林業は林業の専門、農業は農業の専門、業、結局仕事のいろいろな種類の種とっております。

○5番（牟田則雄君）

これは普通に解釈しますと、それでなりわいとして成り立っている、そいけん、林業は林業の仕事でそれで生活ができるということが、大体「業」としての前提だと思うんですよ。

それで、今これだけの林地がありながら、太良町で林業を業として成り立っている人が何人おられるのか、おられないのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

17年の国勢調査によりますと、林業の従事者ということで13件上がっております。

○5番（牟田則雄君）

従事者はわかっているんですが、私がお尋ねしたとは、今さっき町長のほうから答弁をいただいたように、それをなりわいとして成り立っている林家が何件かあるのか、それとも、全くないならないでいいですよ、そのあれで。そして、太良町で成り立つためには、何ヘクタールぐらいの林地が必要なのか、そこら辺の試算はありませんか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

申しわけありませんが、資料は、試算はございません。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、今はっきりと林業で飯を食うて成り立っているというのは、太良町では森林組合の従業員さんと、そして材木を切って加工して販売されている木材業者、製材所、ここだけでしょう、林業で今飯が食えている人というのは。多分、現実的にはそうだと思いますよ。どうですか。

○町長（岩島正昭君）

こういうふうな木材の低迷という形で、林業で材木そのものを売って生活に充てていらっしゃる方というのは、当然ゼロと思います。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これはもうほとんど、今の森林組合の実態を見ても山林の管理業みたいなもん

ですね。個人さんのあれも、間伐をしたりなんかということもほとんど補助金で成り立っているわけでしょう、実態としてはですね。

それで、この間、ちょっとあれを調べてみましたら、岡山県の西栗倉村という、人口が1,600人ほどで山林が95%以上か、90%以上か、そのパーセントははっきりとは覚えておりませんが、とにかく90%以上が山林に包まれた村ということで、御他聞に漏れず、太良町よりもはるかに過疎が現実的になっていると。そこで、何とかしてこの林業を活用して村の活性化をしてみたいと。ここは1,600人ぐらいの村らしいですよ。それで、いろいろ試行錯誤しながら、自分たちで机とか、いすとか、そのほか工場につくられないような独自の製品をつくり出して、そして、それを販売部門、それをつくる部門とかいろいろに分けて若者を募集したところが、これが当たってと言えれば申しわけないんですが、かなり若者の定住に役立つということが、この間あっておりましたので、太良町はこれだけの山林を持っているんですから、その間伐材を利用して、何かこういう補助金だけでそこに働いて、私は森林組合が大きくなって、そこに働く場所がいっぱい、多くの人が働けるとするのは、太良町の現状においては、これは喜ばしいことだと思っているんですよ。もうほかに、今、人を雇ってどんどん仕事があるというのは、もう今の時代ですから、ほとんどありませんので、これだけ安定して従業員が働かれるというのは、今のところ民間のほうではこの森林組合のほうか今のところ一番やっぱり大事にしていかなばいかなんと思うとるわけですよ。

ところが、そこだけの補助金だけで、その人たちだけが飯食えるということだけでは、太良町はにぎわわないと思いますので、やっぱりこれだけの間伐材がもう今から切れる時期になってきておりますので、これを何とか有効利用して、太良町のにぎわいのために考えていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

そういう牟田議員の質問を待っとるわけですよ。やっぱりいろいろ提案、こういうふうにしたらどうかというふうなですね、議員さんたちもあっちこっち視察とかなんとかおいでになるけんが、向こうはがんしょったけんが、こういうふうな活性化のためにも、特に林業等々につきましては、今、伐採とか枝打ち、草払いぐらいしかないけんですね。だから、そこら付近を、今は6次産業時代ですから、いっちょ生産、販売じゃなくして生産加工、販売ということで、そこら付近も、農業も一緒と思います。だから、そこら付近をまた専門部会等々でお話をしながら進めていきたいと思います。御提案ありがとうございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、これもにぎわいのうちのひとつだと思いますが、太良町のPRですね、この間ちょっとお尋ねしたところが、たらふく館に、緊急雇用対策を利用してか、あそこに2人分か1人分のあれをされているということです。ところが、現実的には店員をしながら、そういうお尋ねがあつたらお答えしますということです。ところが、どこに行っても、特に太良

みたいに長い町は、大浦のことを聞くために大浦まで行きよるよりも、入り口のたらふく館で案内してもらったほうがお客さんたちも助かるわけですよ。

それで、やっぱりあそこにはっきりと、太良町の案内はここでやっておりますというような場所をつくって、専門に、あれを売りながらじゃなく、本当に太良町のことを勉強していただいて、太良町の名所旧跡とか、いろいろな農産物とかいうのを、もう自分が何を聞かれてもすぐ即答できるというような専門的な案内役を、よかったらああいう使い方じゃなく、本当に太良町の商工とか、そういうとにためになるような使い方をぜひお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

これで終わります。

○議長（坂口久信君）

暫時休憩します。

午後 2 時 18 分 休憩

午後 2 時 34 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

5 番通告者久保君、質問を許可します。

○8 番（久保繁幸君）

通告いたしました 2 点について、お尋ねいたします。

まず、1 点目の子ども手当の件についてであります。3 月下旬に法案が成立し、全国 1,750 市区町村で 6 月 1 日よりスタートし、一部の自治体では既に支給が始まっております。次世代を担う子供たちを社会全体で応援するという観点から実施されたものであります。中学生までの子供、全国 1,735 万人、今年度総支給額は 1 人 13 千円で、総支給額が 2,255,400,000 千円、来年度からは 1 人 26 千円の 5 兆 4,000 億円と言われている莫大な財政支出であります。この財源確保などの見通しは立てていないまま実行されるこの子ども手当、国の政策としてよいのか、多少疑問に思っております。子ども手当をもらえる人は大変喜んでおられますが、果たしてこのお金をもらって子供がふえるのか、多少この点も疑問に思う一人であります。

少子化が進展する中で、安心して子育てができる環境を整備するのが喫緊の課題で、これにつきましては、午前中、山口議員も質問されましたが、この制度は子育てや教育においてお金がかかるので、経済面での支援策であろうと考えますが、将来子供たちへの税金等々で負担増になり、借金を残すばかりではないかと危惧をいたしております。

また、所得制限は設けず、在留外国人子供も支給対象にする仕組みになっており、税金が外国へ流出することも考えられます。また反対に、日本人であって、外国出張等で外国に居

住している保護者の子供には支給されないというふぐあいな政策ではなかろうかと考えます。各種の調査では、この手当を貯蓄に回そうと考える家庭が多いようで、生活費やローンに充てたいという本音も漏れ、子育て支援に直接結びつきそうでない実態が挙がっているとメディアの報道もなされております。

そこでお尋ねであります、本町の進捗状況はどのようになっているのか、また支給の方法はどのようになされるのか、3番目に、本町の対象人員は何名なのか、また給食費、保育料の滞納対策はとれないかの点についてお尋ねをいたします。

○町長（岩島正昭君）

久保議員の質問の1点目、子ども手当についてお答えをいたします。

1番目の本町の進捗状況はどうかということでございますが、既に該当世帯から認定請求書をいただいております。あとは、福祉係から該当世帯へ認定通知書を発送した後、支給をするのみという段階になっております。今のところ順調にいとて考えております。

2番目の支給はどのような方法をとるのかということでございますが、原則、口座振り込みで実施しますが、一部の方につきましては、窓口払いにしたいと考えております。

3番目の対象人員は何名かという件ですが、支給対象児童・生徒数は、4月分が1,267名、5月分が1,271名となっております。

4番目の給食費、保育料の未納への対策の件でございますが、今のところ保育料の未納者については、窓口払いとして現金で手当を支払い、その場で未納者に対し、保育料の納入をお願いしたいと考えております。また、給食費の未納者につきましては、これまでの児童手当の支給時に対応していたように、振り込みがなされた後、直ちに給食センター職員が各世帯に徴収に伺うことといたしております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

支給するのみの段階に本町はなっておるということでございますが、本町の支給日はいつごろからなされるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今回の支給につきましては、6月11日に支給するというようにしております。

○8番（久保繁幸君）

また、この申請の件であります、9月末までの申請となっておりますが、この申請は本町のほうでは全部済んでいるのか、また、未申請の方がおられた場合はどのような指導をなされておられるのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

未申請者というのは、現在のところおられません。それで、もし未申請者が発生している

という状況であれば、電話等で早くしてくださいということで連絡をとりたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

先ほども申しましたが、この制度に対する財政負担、本町の場合の事務財政負担等の額はどれくらいになったのか、これは一応自治体で各負担ということでございますが、本町は幾らばかりの負担額なのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

大体23,000千円程度になると見込んでおります。

○8番（久保繁幸君）

23,000千円、多いのか少ないのか、その辺は後だってまた質問いたしますが、今まで児童手当は所得制限がありましたですね。この所得制限で児童手当を受けられていなかった子供さんは本町にはおられますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

おられます。

○8番（久保繁幸君）

それは何名おられましたか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

17名と記憶しております。

○8番（久保繁幸君）

17名もおられたということは、相当高所得者の方が多かったということ。私、考えて17名おられたというので、今聞きましてびっくりしております。考えられないことではありますが、この今未申請の方はおられないということの報告でございますが、今年の手当、不要と言われた方がおられますか。不要と言う——この子ども手当が要らない——ここに今さっき所得制限で17名が児童手当を受けておられなかったし、そういうふうな高所得者の方がおられると思うんですが、そこで不要と言う方はおられなかったか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

不要とおっしゃる方は、現在のところいらっしゃいません。

○8番（久保繁幸君）

それでは、今後もしも不要と言われる方がいらっしゃった場合は、どのような取り扱いになるのか、この子ども手当の部分ね。今年度13千円、来年度26千円というような計画でございますが、その辺はどのような取り扱いをされますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今回の、平成22年度の子ども手当の支給に関する法律というのがありまして、その中では、第2条で寄附というのが決められておいて、その寄附については、その受給者にかわって、いわゆる受給権がある方にかわって市町村がもらえるということになっています。それは、もちろん市町村だけではないんですけれども、どこにやりたいということでも結構なんですけれども、一応その寄附をされた分について、例えば、市町村が受け取ったということになった場合は、もちろんそのほかの場合もそうですけれども、今回の子ども手当の趣旨にのっとり、次世代の育成という観点についての支出をしてくださいと、何かに使ってくださいというふうな規定になっております。

○8番（久保繁幸君）

生計を同じくする父母等に支給するという要件から、児童手当の支給外だった子供、いわゆる児童養護施設等に入所している子供、親のいない子供には、法律では子ども手当は支給されませんが、このような子供は、今後どのように取り扱われるようになっておりますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

例えば、父母が死亡されているとか、そういう方々が施設に今いらっしゃるわけなんですけれども、そういう方につきましては、その施設の長が県のほうに申請して、その施設にいる児童の方の人数分掛けるの13千円分をもらって、それをそのまま13千円やるんじゃなくて、いろんな学用品とか、それからそういうもろもろの日用品とか、そういう子供のためになるものに使うという対応をすることになっているみたいです。

○8番（久保繁幸君）

法律では、子ども手当は支給されませんということを明記してあるんですよ。だから、その金はどこから出るんですかね。この今言いました子ども手当からは支給されませんので、そのように対策をとられた場合、どこからその金が出るのかですよ。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

これは今年度特例というか、そういう形で、国のほうに子ども基金というのがあって、その子ども基金というところを取り崩して、県のほうにやって、県から支給するという、そういう形になっているということでございます。

○8番（久保繁幸君）

はい、わかりました。先ほど対象人員が千二百数名ということでお聞きしたんですが、本町で外国人の支給といいますか、外国人の方で子供さんが外国におられる場合、またこちらのほうで仕事をなされるという方はいらっしゃいますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

その外国人が支給をできるという方は、本町には該当者はいらっしゃいません。

○8番（久保繁幸君）

その反対のほうはどうですか。保護者が外国におられて、また子供たちだけこちらのほうにおるといふ、そういう方は支給されないんでしょう。そういう方はいらっしゃいませんか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

そういう方は太良町にはいらっしゃいません。（「ああ、そうですか。優秀ですね」と呼ぶ者あり）

○8番（久保繁幸君）

これからまたそういうことも発生するかもわかんないんですが、お聞きしたいんですが、大変疑問に思っていることの一つなんですが、この外国人の方の取得要件、これはどのような取得要件が必要なのか。この前、あるときには、どこの方でしたか、フィリピンやったですか、韓国やったですか、五百数十名の子供の申請をなされたというふうな報道もなされておりましたので、その辺の外国人の取得要綱は、要件といいますか、その辺はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

外国の方が、例えば太良町に来られたときは、いわゆる転入届みたいな形で外国人登録というのをされるんですけども、その外国人登録というのをされたら、例えば、その方に扶養者がおられれば、その方には子ども手当が支給できるという形になっております。今度は、果たしてその人に本当に子供がいるかどうかというのが非常に問題に——今取り扱いの例というのがいろいろいっぱい来ているわけですけども、例えば、年に2回その子供さんたちに会いに行くとか、それから、3カ月に1回か4カ月に1回ちょっと忘れちゃったけど、その方が扶養をするために、現地の子供たちに仕送りをしているとか、そういう客観的にその方が子供さんたちを扶養しているという状況等をいろいろ総合的に見て、ああ、この方には支給できるという判定をするという、そのような形になっておるようです。

○8番（久保繁幸君）

先ほど、支給方法については、一部の方には窓口支払いとのお答えでありましたが、これはけさの佐賀新聞についっとったんですが、「滞納金の徴収へ子ども手当活用」ちゅうので、「保育料など14市町、同意得ながら」というふうに書いてありまして、「対象金額ばらつきも」というふうに書いてありますが、うちの町も独自の対策として、滞納の対策の一環として、今さっき町長の答弁がありましたように、現金支給で滞納分を納めていただくことにす

るというふうにしていただければ、きちんと支払っておられる人との公平性が保たれ、大変いい方法だというふうを考えておりますが、この場合、その窓口でいただけるのは、同意書とか承諾書とかそういうものは必要ないんですか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今のうちの対応はそういうのをちょっと用意しておりません。既に滞納されている分の納付書は用意しているんですよ。それで、一応窓口に来ていただく方が、もうあらかじめうちでリストアップして12世帯いらっしゃるんですけど、その方にいわゆる窓口で現金をお支払いして、まず受け取っていただいてから、その方々に御相談をします。強制的に納めさせるとかじゃなくて御相談をすると、「どうですか、入れていただけませんか」と、まあそれぐらいしかできんでしょうということです。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、仮にうちの町では11日やったですか、支給が。6月11日やったですよ。そして、その方がおいでになるまで、じっとしてそうやって待っておくとですか。その12名の対象の方が、何時においでになるのか全くわからんのでしょうか。そういうふうな状況でして、朝8時過ぎから5時ぐらいまで、その方がおいでになるまで待っとかにやいかんような状況でしょう。それでなくて、同意書とか承諾書をいただいておけば、その金額等々は引いた金額をお支払い、一度一応やっぱりこれは払わにやいかんのですかね。それからやっぱりもらうというような方法になっておりますので。しかし、そのような方法だと、大変何と申しますか、時間的な無理もあろうかと思うんですが、それはどうにか方法はできないんですかね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、振り込みを原則にしていますので、振り込むとほとんど取れない状況というのが出てくると。それを避けるために窓口で直接支払うという形にしているわけですよ。それは、1日待っておこうが、いずれは多分来られるはずですので、その前に事前に同意書とかをとっているというのはちょっと、ひょっとしたら何かにひっかかりそうな感じがして、その場でやっぱりお話をして、一応受け取ってもらって、その後はその受給者の方に判断願うということをしたというふうを考えております。

○8番（久保繁幸君）

何かの書類で見たと思うんですが、それで、その対応方法は、同意書か何かいただければ、そういうふうな取り方があったのではないかというふうなことを書いてあったのがあったのですが、今どこかに、ちょっとわかりませんが、その辺はもっと勉強していただき、調べてい

ただければ、どこかで同意書と承諾書ですか、そういう方法をとるというふうなことも書いてあったような感じもいたします。それで、その辺はまた勉強していただき、解決策につなげていただければと思います。

また、子ども手当の使い道については家庭にゆだねられておりますが、先ほども言いましたが、報道等々では50%ぐらいが貯蓄に回るのではなかろうかというふうなことを言っております。検証は難しいと思いますが、手当を何に使ったかというふうな調査方法等はなされますか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

先ほども申し上げましたけれども、子ども手当というのは強制じゃないですけど、法律で大体こういう趣旨で使ってくださいというのが決めてあるわけですね。だから、あえて支給した方に何に使いましたかということはちょっと抵抗があって、当然そういう趣旨で使われるでしょうという前提のもとに、そういう調査は今のところ考えていないということが本音です。

○8番（久保繁幸君）

優しい課長ですね。また、きょうあたりに多分総理大臣に決まってあるであろう菅総理は、この子ども手当の経済効果は少なくともプラスの効果があることは間違いないと言っておりますが、どのような経済効果、教育効果、子育て効果を考えられますか。課長個人の見解として。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっと、非常に難しい御質問なんですけど、大体先ほど議員、2兆円ぐらいとかおっしゃっていたですかね。全支給額が。2兆円とかおっしゃっていた……（「2兆……」と呼ぶ者あり）でですね、半分、50%以上が貯蓄に回したいという意向なので、結局1兆円ぐらいがどこかに出ていくという金になるわけですけど、その1兆円が、経済効果というか、まずはその経済の面でいくと、どれほど効果があるかというのは、私にはちょっと検討もつかないです。

それで、この13千円をもらって、貯蓄に回したり何かに使ったりと、子供のためにされるということについては、その家庭の皆さんにとっては助かったなという、私ももらったら多分そういうふうと思うんですけど、そういう心理的效果はあると思うんですね。ただそれが、じゃあ少子化対策につながるかという、額が13千円ぐらいなので、ちょっと疑問ですねというようなところがあります。今回は児童手当もありますけれども、1人いて4カ月分で52千円ですか、それぐらいの金なので、本当に貯蓄に回って将来の子供たちに使おうというような感じになるかなということなので、ちょっと非常に難しいので、済みません、

もうこれぐらいしか御答弁できません。

○8番（久保繁幸君）

はい、わかりました。経済効果はあると言いつつ、一方では来年度の26千円の現金支給、減額修正する案も浮上しております。また、保育サービスや福祉医療の見直し、来年度も現行の13千円とし、子育ての面で幼稚園と保育園等の機能を統合した子育て施策の指針を公表しておりますが、すべての子供が同じサービスを受けられるようにということで、将来的には幼稚園、保育園をこども園と一体化する考えの法案も提出されておりますが、2013年度までに完全施行すると打ち出しておりますが、この法案が通った場合、本町の幼稚園、保育園、児童館は、このような構想になった場合は、本町の場合ほどのような構想になるのか、教育長、御答弁をお願いいたします。

○教育長（陣内碩恭君）

お答えをいたします。

今、久保議員からお尋ねでございますけれども、保育園と幼稚園が一緒になるというような構想も従前にはあって、実際に動いた経緯もございましたけれども、ただいまの状況では、そういう状況はなかなか難しい状況にあるということで頓挫しているという状況でございますので、特段そのことにこの子ども手当の問題と絡めて考えているということは、今のところはございません。

○8番（久保繁幸君）

今の法案、2013年度までには完全施行すると打ち出しているんですよ。だから、今から、もう今2010年、あと3年後なんですけど、そういう法案が出た場合ということを構想を考えるといていただきたいということなんです。よろしくをお願いいたします。

それと、中学生の問題なんですけど、法案では中学生までの1,735万人というふうに新聞に書いてありましたよね。しかし、法律においては、第3条なんですけど、定義の中に、「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」ということを書いてありますが、中学生でも15歳以上の方もおられるんですけど、16歳、17歳の方も多分おられると思うんですよ。その方はどういうふうな手当等、そういうのはどのようになるんですか。どっちのほうを——これは新聞では中学生までの子供と書いてありますよね。法律では「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」ですよ。多分まだ16歳、17歳の中学生もおられると思うんですけど、その辺はどうですか、いかがでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

ちょっとこれ、自信がありません。子ども手当については、15歳になった最初の3月31日までを子供ということなので、恐らくそちらで判定をしたいと思います。

○8番（久保繁幸君）

そしたらば、16歳の中学生はいただかないということですね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

恐らくそうではないかと思いますが、違っておったら、また後ほどきちんと調べてお知らせしたいと思います。

○8番（久保繁幸君）

もう1件お尋ねしますが、支給の制限の中で、支給しない場合があると。また、一時差しどめができるということを書いてありますが、どのような場合にそのようなことが発生するのかですよ、お尋ねいたします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今の場合は、虚偽の申告をしている可能性があるのが見えると、そのような場合にちょっと支給を一時停止して、しっかり調べて、それが実際正当であれば支給をすると、そういう場合にそういうことが行われるということです。

○8番（久保繁幸君）

その虚偽というのは、例えば、どのようなものが虚偽に当たるのかですよ。虚偽は虚偽でいろいろとある思うんですが、その辺どのように、ちょっとしただけのことなんですけれども。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

例えば、自分が扶養を実際に行っていないのに、この子は私がしているんですよというような、そういう場合があり得ると思うんです。思いつく点ではそれぐらいですね。とにかく、実子じゃなくても自分が扶養をきちんとやっているというのが客観的であれば、その方に支給をしますという、受給権があるということで、しろということなので、そういう点あたりがそういうことに該当すると思っております。

○8番（久保繁幸君）

この子ども手当が少子化対策になると希望しまして、次の病院運営について質問いたします。

この4月から地方公営企業法の中の一部適用から全部適用になった病院運営についてお尋ねであります。きょうは院長お見えではございませんが、新院長、新事務長になり、まだまだわからない点が多いことは承知しております。また、きょうは院長欠席で、井田事務長のデビューの答弁でございますので、簡単に質問させていただきますが、まず、毎月の出納検査に伴う報告について、執行機関のチェックは行わなくてよいのか。また次に、昭和47年から未収金計上がなされておりますが、債権がなくなったものもあり、今後の経営にどのよ

うな指導をなされる考えなのか、また、条例ではどうなっておるのか。3番目に、累積赤字が640,000千円ともなっておりますが、今後どこまで本町が保障等を限度として見ていかれるのか。また最後に、退職引当準備金、修繕引当金の問題はどのようになされるのか、お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

議員御質問の2点目、病院運営につきましては、病院の事務長に答弁をさせます。よろしく申し上げます。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

この4月から全部適用になった病院運営についてお答えします。

1番目の毎月の出納検査に伴う報告は、執行部のチェックは行わなくてよいのかという件についてであります。地方公営企業法第31条に、「管理者は、毎月末日をもつて試算表その他当該企業の計理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌月20日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。」と規定されておりますので、当然執行部のチェックは必要であり、報告書を提出したいと考えます。

2番目の昭和47年からの未収金について債権がなくなったものもあるが、今後どのように指導し、条例ではどのようになっているかという件ですが、病院の未収金とは病院で治療を受けられた後の個人の一部負担金であり、税金の未納額の対応とは少し違っております。不納欠損処分について言えば、これまで条例に不納欠損処分についての規定がなく、処分ができない状況でしたが、今回全部適用に移行するに伴い、会計規程において、不納欠損処分の規定を設けましたので、これにより処分を行いたいと考えております。その他未収金については、これまでどおり地道に徴収を継続していきたいと考えております。

3番目の累積赤字を今後どこまで町が保障を限度として見ていくのかという件ですが、町立太良病院の累積赤字約640,000千円は、毎年の決算で減価償却での赤字で、その毎年の赤字の累積であり、何ら負債を負っている赤字ではありません。したがって、町が保障する額というものはありません。

4番目の退職引当準備金の件ですが、全部適用となっても、町立太良病院の正職員は全員地方公務員ですので、引き続き佐賀県市町村退職手当組合に加入しております。したがって、病院独自で退職金積み立ての必要はなく、定年前に退職する職員が出た場合に、別枠で負担しなければならない特別負担金というものがありませんが、その分を積み立てるようにしています。

あと、5番目の修繕引当金についてであります。これにつきましては、当然積み立てていくべきではあるかと考えておりますが、新病院になってまだ4年程度しかたっておりませんので、もう少し年数が経過した後に、状況を見て計上していきたいと考えております。そ

れまでは、経費の修繕費で対応をしていきたいと考えます。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

まず、最初から順を追っていきますが、毎月の出納検査の報告チェックの件であります、答弁ですと、当然、執行部のチェックが行われることになっておりますというふうな答弁なんですが、ここ2カ月間そのチェックは行われておりますか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、今のところはきちんとした報告の体制ができておりませんので、行われているとは言えないかと思えます。

○8番（久保繁幸君）

当然、執行部のチェックが行われなければならないということがございますので、最低でも執行機関への通帳残高証明の報告チェックは必要ではないかと思えますので、今後はそういうふうなことはぜひ行っていただき、今後執行していただきたいと思えます。

次に、一部適用のときには、経営責任者であられました町長は、経営などに関する意見を求め聞く諮問機関として、病院の運営委員会を設置されておりましたが、新管理者、いわゆる院長、この辺は今後どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

これは院長が答えるべき質問であるかと思えますが、お答えしていきたいと思えます。

まず、院内で幹部会議を立ち上げております。ここで、毎月の経営収支状況の説明や各種経営データを確認し、意見を出し合うようにしています。今後、運営方針を幹部が確認し合える場になりますので、有意義な運営会議になると考えています。

また、必要に応じて町民の意見を取り入れられるようなモニター制度というものも今後つくっていききたいと考えております。

○8番（久保繁幸君）

今の答弁では、院内の人だけの運営委員会というふうな感じを受けます。今までの諮問機関は、外部の人を交えた運営委員会でありましたので、そういうところは管理者であります院長と今後相談されながらしていかれたらばと思えますので、その辺の検討のほうもよろしくお願ひいたします。

それから、全部適用になった現在、民間的手法を導入できることから、職員組合の年功序列から能率給への、職能給への見直し移行が最重要な現在の病院運営と思えますが、労使協定はいつごろ行えるのか、また、この運用の実施はいつごろから行われる予定なのか、お尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現時点では、導入までのはっきりとしたスケジュールは立っておりませんが、できるだけ早い時期にスタートできるように設計していきたいと考えています。能力給の導入には、大きく分けて2つの制度設計が必要と考えています。

まず1つ目は、職種別の職能給のフレームを作成することで、いわゆる給与制度を能力に見合ったものにつくり直すということです。条例や規定の改正も必要になってくると考えます。

2つ目に、人事考課制度を導入することになります。能力給を導入しても、能力をはかる物差しがないと公平な給与設定はできません。また、職員のモチベーションを上げていくためにも、しっかりとした人事制度を導入し、やる気を引き出さなくてははいけません。そして、この人事制度を動かす幹部の教育が大変重要になってきます。こういうことから、少なくとも1年から1年半ぐらいはかかるのではないかと考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

1年から1年半かかるということなのですが、今まで平成13年度ぐらいからだと思うんですが、何というんですか、チームができていましたよね、前事務長の時代に接遇チームとか収益チーム、満足チーム、節減チーム、そのようなチームは現在でも稼働しておりますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

委員会の統合等はやっております。その中で接遇チーム、節減チーム、またほかにも医療安全とか感染防止とか、そういった委員会は継続しております。そういう委員会が幹部会のほうに上がってきて、またその中でも検討して実行できるように今体制をつくっております。

○8番（久保繁幸君）

はい、わかりました。

次に、未収金計上の件であります。昭和47年からの分の記録計上がなされており、その間、何と38年間、昭和47年といいますと、診療所時代からのものが残っているということがあります。46床の太良町立病院が新築、発足、開業が昭和48年でございますので、48年11月と記録されております。督促の発送は毎回行われると思いますが、公平性の問題から考え、今回は不納欠損のほうができるということでお答えをなされましたが、本町の未収金対策委員会では、この辺の対策は、これからは考えられていかれるのでしょうか。

○副町長（永淵孝幸君）

お答えいたします。

未収金対策については、病院ほか水道、それから税も含めまして数多くありますので、その都度対策検討委員会を開催し、不公平が生じないような形で極力未収金については取っていくと。昨年は水道については給水停止まで行ったというような形で、少しは厳しくやりながら、そういった未収金の対応をやっていきたいと、このように考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

次に、累積赤字の件でお尋ねいたしますが、累積赤字は、町民の皆さんは全部が借金というふうに思っておられる方が多いんですよ。そこで、町民の皆さんが納得されるように、詳しく、先ほど減価償却云々というふうに御説明をいただきましたが、なるだけ行政用語じゃなくてですよ、説明を前事務長にテレビに向かって、町民の皆様方が、この640,000千円の累積赤字がどういうものかというものを説明していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今から言う例えがうまく伝わるかどうかは別といたしまして、ちょっと説明をしてみます。

まず、税務申告が3月ぐらいにあるわけですけども、まずそこで、それにのっとってちょっと考えてみますと、白色の申告の場合には、収益があって、経費を引いて、そこで例えば黒字が出て、こい、所得税がかかっかもしれんというようなところで、別に減価償却というのがあって、それを引いたら赤字になったと。そしたら、ああ、これで所得税は納めなくてよいという形に通常なるわけですよ、税務申告についてはですね。その減価償却を引いて赤字になった分を病院の会計においては、それを積み立てていきなさいということだったわけです。ところが、通常その白色申告等については、減価償却で赤字になった分については、ゼロ処理をやるんですけども、ゼロになるんですけど、病院の場合は、もちろんもう1つの側面から言うと、そこまで入れて黒字にして、将来30年後か40年後にもう一回病院を建てる時の資金をためておきなさいというようなのが前提としてありますので、とにかく議会の方からも、ほかの方からも、それは黒字にせんぎおかしかりょうもんと、減価償却を入れて黒字にしないとおかしかりょうもんとずっと言われてきて、それは私が病院にいるときも理解はしておって、それをとにかく黒字を目指そうということにしとったわけですけども、今申し上げていましたように、減価償却の分でほとんど赤字が出ているという状況で、それを積み立てておるといことなので、いわゆるその累積赤字の640,000千円分については、どこに返還する金額、どこにも返す場所がないという、いわゆるある意味極論しますとゼロというような考え方と申し上げたいと思います。

ちなみに21年度につきましては、33,000千円ぐらいの赤字だったわけですけども、減価償却を入れてそれぐらいですので、減価償却が130,000千円程度ございますので、それ

から単純計算すると33,000千円引いたら97,000千円の現金が今回の病院には残っておると
いう理解をお願いしたいというふうに思います。だから、現金預金は昨年まで80,000千円、
90,000千円でしたが、本年度につきましては1億六千万円、七千万円がたまっておると、そ
のように御理解をお願いしたいというふうに思います。

○8番（久保繁幸君）

多分町民の皆さんも御理解いただけたと思います。ありがとうございました。

それでは、退職引当準備金等々につきましては、今から先、労使交渉の後まだいつときか
かるということなのですが、給与形態が変わっても恒久的に現在のままで行かれるというこ
とはないですよ。確認とります。事務長。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

実際、今度新しい給与体系にしたときに労使協定、その辺は結んでいくと思いますので、
そのときにそのあたりも退職金制度ということできつくり上げていって、その時点で判断をし
ていきたいと考えています。

○8番（久保繁幸君）

修繕引当準備金は経費の修繕で対応していきたいというお答えでございましたが、医療機
器は高額でありますよね。高いのがほとんどと思うんですが、突発的な故障とかあり得るし、
また、もしものときを見込んで早目から準備金計上はなされておったほうがいいのではない
かということは今後は早目に検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

御指摘のとおり、積み立てをしていきたいとは思いますが。高額な医療機器に関しましては
毎年保守契約を結んでおまして、ある程度の額までは保障されますので、突発的な機器の
故障等はその保守料の中で賄えると考えています。

○8番（久保繁幸君）

今後、良好な病院経営を願ひまして、質問を終わります。

○議長（坂口久信君）

これで一般質問を終了いたします。

これをもって本日の議事日程を終了いたしましたので、これにて散会いたします。お疲れ
さまでした。

午後3時23分 散会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 山 口 嚴

署名議員 平古場 公 子

署名議員 牟 田 則 雄